
平成19年第3回(9月)南丹市議会定例会会議録(第3日)

平成19年9月13日(木曜日)

議事日程(第3号)

平成19年9月13日 午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(25名)

1番 仲 絹 枝	2番 大 面 一 三	3番 高 野 美 好
4番 森 爲 次	5番 川 勝 眞 一	6番 末 武 徹
7番 橋 本 尊 文	8番 中 川 幸 朗	9番 小 中 昭
11番 川 勝 儀 昭	12番 藤 井 日 出 夫	13番 矢 野 康 弘
14番 森 嘉 三	15番 仲 村 学	16番 外 田 誠
17番 中 井 榮 樹	18番 西 村 則 夫	19番 井 尻 治
20番 村 田 憲 一	21番 松 尾 武 治	22番 八 木 眞
23番 谷 義 治	24番 吉 田 繁 治	25番 村 田 正 夫
26番 高 橋 芳 治		

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局 長	勝 山 秀 良	課 長 補 佐	森 雅 克
係 長	西 村 和 代	主 事	井 上 美 由 紀

説明のため出席した者の職氏名

市 長	佐々木 稔 納	副 市 長	仲 村 脩
副 市 長	岸 上 吉 治	教 育 長	牧 野 修
参 与	國 府 正 典	参 与	浅 野 敏 昭
参 与	中 島 三 夫	総 務 部 長	塩 貝 悟
企画管理部長	松 田 清 孝	市 民 部 長	草 木 太 久 実

福祉部長	永塚 則昭	農林商工部長	西岡 克己
土木建築部長	山内 明	上下水道部長	井上 修男
教育次長	東野 裕和	会計管理者	永口 茂治

午前10時00分開議

○議長（高橋 芳治君） 皆さん、おはようございます。

ご参集、ご苦勞に存じます。

ただいまの出席議員は25名であります。

定足数に達しておりますので、これより9月定例会を再開して、本日の会議を開きます。

ただちに日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（高橋 芳治君） 日程第1「一般質問」を行います。

通告により、順次発言を許します。

3番、高野美好議員の発言を許します。

○議員（3番 高野 美好君） おはようございます。日本共産党・住民協働市会議員団の高野美好でございます。議長の許可を得ましたので、一般質問を行わせていただきます。

まず、旧八木町におけます中川氏の固定資産税問題について、質問をいたします。

自民党の中川泰宏衆議院議員の自宅・事務所などの固定資産税逃れと建築確認未申請が発覚し、問題になっております。中川議員が旧八木町議会議員や八木町長を務めていた時期からはじまったもので、NHKや新聞各紙でも報道をされました。多くの市民からは20年近くも、違法・脱法行為を続けてきたことは許されない、自民党はどう考えているのか、との強い批判の声が上がっております。そこで、固定資産税を賦課徴収する権限を持つのは市長でありますので、市としての対応について質問をいたします。

第1は、6月19日にNHKの報道があり、慌てて市としての説明会が行われましたが、なぜそれまでに明らかにされなかったのか、臭いものには蓋を、できれば穏便に済ませたかったとの思惑が働いていなかったのか、お伺いをいたします。

第2は、問題の建物は居宅1棟と事務所2棟ですが、居宅は保存登記をされたようですが、その登記年月日はいつでありますか。また、登記簿に記載された建築年月日はいつですか。さらに、事務所2棟は現在も登記をされていないのか、お伺いをいたします。

第3は、市当局の説明によりますと、本年度から課税し、平成15年度までさかのぼって課税をされたようですが、その根拠について、お伺いをいたします。

第4は、経年減点補正をし、再建築価格よりも安い評価額で税額が決められたようですが、その経年減点補正率とはどういうものなのか、お伺いをいたします。

以上4点、まず端的にお答えをお願いをしたいと思います。

次に、財政計画について、質問をいたします。

去る6月議会で南丹市財政計画が示されましたが、その内容は当局も認めておられるように財政収支見通しが示されただけであります。平成19年度は10億円の赤字、平成20年度は21億5,000万円の赤字、平成21年度は15億1,000万円の赤字で、累積赤字は46億6,000万円にのぼり、平成22年度に基金は底をついてしまうという内容になっており、それを解消するために行政改革実施プランの、さらなる着実な実行を行うとしております。今、小泉内閣以来の構造改革の下で、貧困と格差が社会問題となっております。過日、わが共産党の議員団に多くのカードローンを抱えた方からの相談がありました。いくら働いても生活していけない。息子が病気だが、医者にかかるお金もない。借金返済のために他のカードローンを借りるといふ、いわゆる自転車操業で逃れてきたが、もうどうにもならないというものであります。住民税や保険税・介護保険料の増額、さらには自立支援法による応益負担の導入、また来年からの後期高齢者医療制度導入による保険料の支払いなど、住民生活は大変な状況に立ち至っております。財政が大変だからといって、子どもやお年寄りなど、弱い人たちの生活を脅かすようなことがあってはなりません。いよいよ平成20年度の予算編成期を迎えました。厳しい財政状況を市民に知らせるとともに、無駄な支出はないのか、事業の優先順位の変更や、延期は考えられないか、さらには大企業や大資産家には甘く、庶民には冷たい、いわゆる逆立ち財政を根本的に転換しなければならないものなのか、などを分析し、市民とともに考えることが必要であります。この8月、せつかく機構改革を断行し、部長や課長が大幅に増えたわけありますので、机上での数字遊びにならないようにしてほしいと願っております。市長としての具体的な予算編成についての方針を、お伺いをいたします。

さらに土地開発公社の先行用地取得について、質問をいたします。

南丹・京丹波地区土地開発公社の南丹市の平成18年度期末残高は40億円となり、前年度末より2億5,700万円増えています。そのうち利子の増加額が5,700万円となっております。利子が利子を生む雪だるま状態となっている、いわゆる塩漬け土地といわれる物件について、財政厳しいなかではあるが、利息を増やさない措置をとるのか、それとも計画的な買戻し計画を立てるのか、利用見込みのない土地は損失を覚悟で処分をするのかの選択が迫られております。それとも、隠れ借金のままで推移させようとするのか、市長のご見解をお伺いいたします。

もう1点、職員の給与について、お伺いをいたします。

合併前の各町の給与水準には大幅な格差があり、総枠人件費の増額はできないということで、それぞれ1号俸、または1万円以内での調整がされたと聞いております。しかし、年齢・学歴・経験年数などが同じ条件であっても、大きな格差を残したままとなっており、それに不満を持つ職員ら60数名が平成18年12月に公平委員会に対して、措置要求書を提出いたしました。そして、本年4月に公平委員会の判定書が送達をされております。

その主文では「一定の期間を定め、職員の理解を得ながら格差意識の払拭を図り、給与格差の是正に向けた方策を講じることを相当と認める」としております。市民生活の安定のために職員が一致団結して、さらには新しい南丹市づくりにまい進しなければなりません。そこで、完全是正をするためには、年間いくらの原資が必要か、把握をされていると思いますので、その額をお示しをいただきたいと思います。そして、それを判定にある一定期間での是正を真摯に受け止め、是正しようと考えておられるのか、お伺いをいたします。

以上、第1回目の質問を終わります。

○議長（高橋 芳治君） 高野美好議員の1回目の質問が終わりました。

答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） おはようございます。

それでは、高野議員のご質問にお答えをいたします。

まず、第1点目の固定資産税等にかかる問題につきましてのご質問でございました。

個人の税情報につきましては、広く一般に知らせることは地方税法上規定されております守秘義務に抵触することとなりますので、今回の場合も含めまして、課税資料の開示は行っていないのが現状でございます。なお、本件にあたります居宅の登記されましたのは平成17年12月16日でございます。登記簿記載の建築年は昭和63年となっております。なお、南丹市への通知は平成18年1月末でございました。事務所の登記につきましては、登記済通知を受領しておりません。なお、経年減点補正率は、私が申し上げるまでもないと思いますけれども、家屋の建築後、年数を経過することによって生じる損耗の状況により減価等を表した率のことでございます。なお、この件につきましては、旧町におきましての対応のいきさつ記録、また関連文書は支所を含め調査いたしましたが、確認できませんでした。従いまして、登記済み通知書に基づき完成を昭和63年とし、地方税法上に基づく税額変更を行ったところでございます。

次に、財政計画について、ご質問がございました。

ご質問でご指摘のとおり、6月に財政収支見通しを公表させていただきました。ご質問にもございましたが、現状はたいへん厳しい状況であります。平成18年12月に成立しました地方分権改革推進法において、国と地方の役割分担、そして、国の関与の在り方の見直しや役割分担に応じた税源配分など、国庫補助負担金、また地方交付税の在り方について検討されているなかで、本市におきましても、総合振興計画実施計画の策定、そして、行政改革推進計画、職員適正化計画など、それぞれの計画に基づきまして、現在、個々の項目について、より具体的に実行段階の方策をそれぞれの部署で決定をし、それらを加味した財政計画を早急に作成していきたい、このように考えておるところでございますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、平成20年度の予算編成につきましてのご質問でございました。

現在、行政改革推進計画に基づき、予算編成手法の見直しに向けた検討を始めたところ

でございます。従来のシーリング方式、また、一律削減方式による一律査定は限界を迎えていると認識いたしております。事業の大胆な組み換えなどがされずに、予算の硬直化を招く結果となるというふうに存じております。真に必要性が高く、また重点的、戦略的に推進すべき事業も一律カットというような形になるわけでございますので、現在の歳入の増加が見込めず、また、その反面、少子高齢化による歳出増加、また、将来のために取り組むべき事業に予算を配分するには、事業評価等を行い、ほかの事業を見直してでも必要な予算を捻出するしか方法がないと考えております。その解決手法としては枠配分方式の導入などを、今、検討をいたしておるところでございます。限られた財源を有効に活用するために検討委員会を立ち上げ、スクラップアンドビルドの促進、また各部門における効率的、また効果的な行政運営、自主性・自立性のある財源の確保とコスト意識の向上に向けて、職員一丸となって取り組んでおるところでございます。

次に、土地開発公社による土地の先行取得につきましては、都市計画事業、また企業誘致等を債務負担行為設定時のそれぞれの事業計画に基づいて、行ってきたものであります。債務負担行為設定後、事業計画どおりに進んでいる事業もあれば、バブル崩壊等の急激な社会情勢の変化により、当初の計画どおりに事業が進まず、処分もできないまま、結果的に長期遊休土地という形で現存しているのも事実であります。今後も、どうしても処分が見込めない土地につきましては、当初の計画を見直し、売却したり、市が行う他の事業に活用するなどの様々な方向から、今後の方針について、早急に検討を進めてまいる所存であります。

次に、職員給与の格差是正についてのご質問がございました。

新市の職員給与につきましては、4町の給与実態に格差が生じていたために、合併前に全体を同じルールに基づき再計算、再調整を行い、格付けされましたが、このなかで最大調整幅を1号棒程度、または1万円未満として実施されたところでございます。この再調整は、再計算により給与を大幅に減額される職員の保護、また給与総額の増加抑制という観点から、総合的に判断されたものであります。しかしながら結果として、再調整幅を上回る給与差については、引き続き職員間の給与格差として残っていることも事実でございます。公平委員会の勧告もいただき、このことにより職員の士気が低下しないよう配慮することも重要であるというふうに考えております。こういったなかで職員給与の格差是正に向けて、新たな制度設計を行っておりますが、市の厳しい財政状況等も勘案しながら、また職員団体の理解を得て、速やかに実施していきたい、このように考えております。

なお、給料のみの試算によりますと、年間3,000万円程度必要であるというふうなこともありますし、今後、負担金や手当等このようなことを勘案しますと、相当額になるというふうに考えておるところでございますが、早期の是正を目指し検討を続け、努力してまいる所存でございますので、ご理解を賜りますようお願いいたしまして、答弁いたします。

○議長（高橋 芳治君） 答弁が終わりました。

高野美好議員。

○議員（3番 高野 美好君） まず、固定資産税問題についてでございますけども、今も答弁がありましたように、居宅は平成17年の12月16日に登記をされて、1月に南丹市に通知があったとこういうことでございますが、そうしますと、平成18年度の固定資産の課税は可能ではないのかと。課税すべきだというふうに思いますが、なぜ、18年度には課税ができなかったのか、お伺いをしておきたいと思えます。

それから、私の質問に答弁がなかったんですが、5年間の遡及措置をとった、その根拠についてはお示しがなかったのですが、おそらく地方税法に基づく措置だというふうに思いますが、この地方税法、よくよく読んでみますとですね、第17条の5が、この項目に該当するのではないかなと思えますが、第17条の5項は1号から4号までの法律になっておりますけれども、第4号ではですね、偽り、その他不正の行為があった場合には、7年間の遡りができますよと。こういうことが書かれているわけですが、この案件の場合、その4項に抵触しているんですか、該当するのではないかなというふうに私は判断をするのですが、5年に決められた最終的な根拠ですね、これをまず、お示しをいただきたいと思えます。

それから、経年減点補正ですけども、固定資産は再建築額を評価をして、建ってから何年か経年をしていけば減点をするということですが、この経年減点補正を認めたということは市として、課税がですね、19年度までされなかった手落ちを認めたということになるわけでありまして、過日の総務常任委員会では部長の方から、過去に課税すべき案件であったことを認められたわけでありまして。その点で市としての行政としてのですね、責任についてどのようにお考えをされているのか、お伺いをいたします。

さらに、この案件は旧八木町時代からのですね、問題であります。引継ぎをされなかったことに大きな疑義を持つわけでありまして、これは岸上副市長にもですね、ご答弁をいただきたいと思うんですが、ときの町長として、このNHKの報道のときにはですね、何も知らなかったと、初めて聞いたというような発言をされたと聞いたわけでありまして、このような問題が、そのときの町長に知らされないということはですね、一般常識からは考えられないと思えます。私も長く役場に勤めておりましたので、このような問題が税務課や税務課の職員、また課長の一存でやられてきたということは到底考えられない、こういうふうに思えますので、その当時の町長として、この課税について、どのような考えを持っておられるのか、岸上副市長にお伺いをしておきたいと思えます。

それから、土地開発公社の問題、動いている土地はいいわけでありまして、もう動く見込みのない土地についてはですね、やっぱり売却をする。損が出てくるということも含めて、決断をすべきだというふうに思えますので、そのことを伝えておきたいと思えます。

それから、給与の是正、年間給与だけで3,000万かかるということでありまして、これを一気にですね、是正をしきるとするのは、非常に財政的にも大変かと思えますので、

4年かかって1号俸は回復させるとかですね、こういう具体的な手立てを早く、やっぱり示すべきだとかこういうふうに思ってますので、その速やかな実施、早期の実施というのはいつまでかかってやるのか、具体的なご答弁をお願いをして、2回目の質問といたします。

○議長（高橋 芳治君） 答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） まず、固定資産税の問題でございますけれども、本件について結果的に課税客体の把握ができておらなかったということは、行政としての責任があったというふうに認識いたしておるところでございます。あと、詳細につきましては副市長等から答弁をさせます。

次に、土地開発公社の土地の処分につきまして、先ほども答弁申しましたように、今、様々な方向から今後の方針について、早急に検討を進めていく、このような決意で取り組んでおるところでございますので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

また、給与格差の是正の問題につきましては、具体的なスケジュールといたしましては、次期の昇給日が平成20年1月1日、これになっておりますので、これをまず、初年度として取り組んでまいりたい。今、だいたい5年程度の完了を目指していきたい、いうふうな形のなかで制度設計を行っているところでありますので、その上で、また職員団体等のご理解を得ながら速やかに実施していく、こういうような決意をいたしておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋 芳治君） 続いて、答弁を求めます。

岸上副市長。

○副市長（岸上 吉治君） 高野議員の質問に、お答えをさせていただきます。

テレビでも申し上げましたとおり、私、平成14年から合併前の町長を務めさせていただきました。合併当初に私、一般の人から税金がかかってないのじゃないかというような話を聞きまして、ときの税務課長を呼びまして尋ねたところ、建築物として評価いただくのは、いわゆる非木と木造によって変わってくるというような話がございます、非木の場合は京都府がするというようなことございました。さらに70%以上、この建築物が建ってない場合は評価ができない。こんな報告がありまして、登記、京都府の税務課の方にも私個人として出向きまして、この話をした覚えがございます。ただ、70%というのが規定であるのかないのか、そこまで私は調べておりませんが、そういった住民の声から行動を起したということでもあります。私は、わずか4年足らずでございまして、3年と何箇月ですが、その前に10年間、中川氏本人が町長されてますし、この建築届にもありますとおり、昭和63年にもう母屋ができておりました。この私の言うてるのは、前にあります鉄骨の2階、3階がまったく窓のはまっていない、建物がかかってないという思いでございましたので、その辺の話をしておりましたが、奥の話はまったく私は、もう登記、とっくにそんなことは済んでいるものだと。それ以前からありましたもんですから、そんな思いはもうとうございませんでした。そしたらテレビ

の中ではそこだけ流れて、前段のその説明がなかったというようなことで、非常に誤解も受けておるんですが、その意味からしても、やはり税の公平性からいっても、このことが表になってなかったということに対しては、誠に申し訳ない。私も、その意味で申し訳ないということをお願いしたところでございます。以後は南丹市となって、市長も、今、答弁されたとおりでございますし、きちっと課税をしていくということは大切だということふうに思っております。

以上でございます。

○議長（高橋 芳治君） 塩貝総務部長。

○総務部長（塩貝 悟君） それではですね、高野議員のご質問にお答えしたいと思えますけれども、まず、課税の年度の関係でございますけれども、なぜ18年度から課税ができなかったかということでございますが、確かに登記はですね、17年の12月にされたということでございますけれども、法務局から通知がございましたのが、翌年の1月ということでございますので、通常ですね、17年度中にですね、評価を行いまして、それに基づいて課税をするということになりますので、19年の1月1日現在に、その建物を課税の対象としたということでございますので、通常、その前の年度に評価をいたしまして、1月1日現在で、実在しているものを課税をするというようなことで通常行っておりますので、それに基づいてしたということでございます。

それから、次の5年の遡及の根拠ということでございますけれども、税法の17条の4項の規定に該当しないかということでございますが、基本的には3年の経過ということでございますが、今回、いわゆる3項の規定を適用いたしましてですね、5年の遡及ということでございます。4項につきましては偽り、その他の不正の行為という項目でございますので、この辺のですね、課税といいますか、建築のですね、確認ですね。この辺の定義の考え方が定かでないという面もございましてですね、そういったことで、決して偽りとか、不正ではないと。いわゆる本来、登記を根拠にするということではなしに、実際調査を行って、建物が建った場合には評価に行くというふうになっておるわけですが、この物件に関しましては、一定まだ、完成していないというような担当者との、そういった状況がございまして、だから、いつ確認に行ったかというそういった証拠書類等も、もうないわけで、その辺の確認ができないわけですが、基本的には、完成がいつの時点かというのが、やり取りが相当あったようでございまして、まだ完成していないということで、新市に引き継いできたというようなことがありました関係で、決してこれは不正とか、虚偽、偽りというようなことではないという判断で、いわゆる第3項を適用して、5年間の遡及ということにさせていただいたということでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（高橋 芳治君） 答弁が終わりました。

高野美好議員。

○議員（3番 高野 美好君） 固定資産、18年度課税をできなかった苦しい答弁を、お聞きをしたんですけれども、普通の場合と違いまして、この問題はですね、おそらく当税務課等においても、たいへん大きな問題としての認識を持たれておったと思うんですね。普通は10月、11月、12月に評価をして、1月にするとこういう話ですけども。固定資産税、1月1日現在の現存物に課税をするということですが、課税をされるのはですね、6月になってから、通知書が送られてくるわけでありますので、その1月から6月までの間にですね、評価をやりようと思えば、可能であったはずなんです。それができなかったとこういうことですが、先ほども言いましたように、経年減点補正も含めて、行政としての責任をそれぞれお認めになったということでありますので、それじゃあ、その行政責任というのをですね、どこでどういう方法で住民に知らしめるのか、住民に対してどう詫げるのか、ということが必要になってまいりますので、この議会の本会議での答弁ということだけでは、私は済まないというふうに思いますので、この件についての市長、また副市長、担当部課長を含めてですね、この行政としての責任はどこでとるのか、明解なご答弁をいただきたいと思います。

それから、これは最後をお願いになるんですが、財政問題についてであります、今回の議会にも、平成18年度のもので、決算がお示しをいただいております。合併2年目ということで本格的なですね、決算の初年度の決算が出されたわけでありますけども、この決算の報告書等々を見ましてもですね、いわゆる合併2年度の決算として、いわゆる合併前に作った新市建設計画や、あれほど多くの人たちを集め、多くの労力をもって作られた合併協定ですね、これに照らして、この18年度の決算はどうであったのか、こういう決算の視点は一切述べられていないわけであります。今後の南丹市づくりを考えると、この視点はしっかりと大事にさせていただきたいと思いますので、そういう視点からの決算検証をですね、やろうとされるのか、されないのか、最後にその点をお伺いをして、質問を終わります。

○議長（高橋 芳治君） 答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） まず、税の問題につきましては、先ほども申しましたように、課税客体の把握が十分にできていなかったという、この問題につきまして行政に責任があるというふうに申しております。今後、公平なる税制、まず、課税につきましても十分にその分を配慮しながら、適正なる対応をしていきたい。このことが住民の皆さま方の負託に応える使命であるというふうに決意をいたしておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

また合併後、18年度というのが、まず1年間を通じての決算であったわけでございます。このことをもちろん、十分に検証しながら、新たな事業、また、20年度予算の編成に生かしていかなければならない。このことは十分に配慮して、これから取り組んでまいり所存でございますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 芳治君） 答弁が終わりました。

次に14番、森嘉三議員の発言を許します。

○議員（14番 森 嘉三君） 14番、丹政クラブ、森嘉三でございます。

議長の許可を得ましたので、一般質問に入らせていただきます。

はや、南丹市も合併して1年8ヶ月が経過し、佐々木市長も2年目を迎えるなかで、市政の推進に、ご尽力いただいているところでございます。なかなか市民の皆さんには合併効果というものが見えにくいということも、現状ではあります。ケーブルテレビの日吉地域の放映も始まり、市内全域の情報が流れるなかで、広域な距離が少し近づいたという声も聞こえてくるのもこの頃でございます。着々と市全体として歩を進められているのではないかと考えております。新しいまちづくりとしての振興・発展と、行財政の改革の二面性を持ちながら、厳しい財政状況の中で事業の展開を進めていくことは、なかなか簡単なことではありませんが、今後も市長のリーダーとしての手腕と住民の皆さんのご協力、そして、微力ながら私たち議員も力になれるよう精一杯努めたいと考えております。

そこで、今回はまちづくりを担う拠点であります市役所関係についての質問と、市、そして、市民の大切な財産の管理と活用について、質問をさせていただきます。

その前に、私、以前にもお願いをいたしました。市役所へ入る進入道路が、いまだ、まだ細いままで対向車も通れないということがありますので、私の今後のこれからの質問に対しましてもいろいろ関係がありますので、記念塔とかを移動さすとか、早急にでもあそこで対向できる広い道が付けてほしいと思います。まず、そういいますと、シンボルロードの歩道のところが補助を受けているところだということ。また問題になるのではないだろうか、私は心配しておりますので、早急に、そのことをお願いしたいと思います。

一つ目の質問といたしまして、まず市役所についてでございますが、現在の本庁舎は皆さんご存知のとおり、旧園部小学校を再利用したものであり、一部改築はされたというもの。市の市役所としての使い勝手や、住民の方に利用していただきやすい施設としては決して良い施設とはいえません。合併後は園部支所としての機能も併せもつなかで、業務が進められてきましたが、限られたスペースであり、部署が離れているということであり、尋ねて来られた方々が、支障なく便利に用事を済ますということがないのではないだろうか。職員の皆さんは手狭ななかで工夫をして、対応をしてもらっているのだと思っておりますが、本当に今のままでいいのか、少し疑問に思っております。市長の強い要望で今期行政、そのなかで、8月からは行財政改革の見直し、機構改革をされました。組織の編成が行われ、3支所からの異動により、本庁職員が約60名程度の人数が増えたわけですが、手狭なスペースの中で、これまでより本当に効率のよい仕事ができ、より良い住民サービスが提供されているのか、まだ1ヶ月経過したところではあります。現状を聞かせていただきたいと思っております。普通は通常、人を60名増やすのに、場所も考えないです。ということは機構改革以前の問題だと、私はまず入ってもらってその場所、場所を決めてからそういうことを行われたらよいのではなかろうか、ちょっと遅くなるのではないかと

うかと思っております。また、そういうことで、急きょ手狭なことがあり、非効率で住民が不便だということでもありますと増設をする。増築をして、何とか場所を作りたい、そういう不便がないようにしたいという思いがあります。そのなかで、私も近くにおりますので場所を考えますと、今の幼稚園があり、駐車場があり、倉庫があり、公社の建物もあります。平屋の小さい建物がいくつかありまして、その場所が一つにまとめて高く、3階とか高く上げますと、その場所が3, 300㎡、約1, 000坪ほどあると思います。広い、たいへん広い場所が残っております。あそこに増設しますと、駐車場もとれますし、保育所へ来る皆さんの駐車場もとれるということで、一挙に解決するような思いがあります。これも費用のかかることですので、その費用について、私も2番目に質問させていただくのは、南丹市の所有している財産処分であります。今も高野さんからもちょっとありましたが、今後、考えますぐらいでは、ちょっと済まんようなわけございまして、質問をさせていただきます。十分財源確保をできると思いますので、増築などもそういう市の財産を処分してでも、それに充てて、とにかく皆が用事をするのに不自由のないように、働く人が気持ち良く働けるような場所、場所づくりをとりあえず、お願いしたいと思います。市長のご意見もお聞きしたいと思います。

併せて、合併特例債が10年の間に借れるということも、私も初めから聞いておりますし、アホの一つ覚えで、そのことだけは忘れませんが、とりあえず今のままでは災害があっては困りますが、もしか災害があった場合の避難場所としても、市役所が使う場所がどこにもありません。災害、災害という言葉もよう出ますが、何かがあったときに、市役所へ、市の庁舎へという場所もありませんし、この建物自体も耐震性がどうかということの確認も我々はとっておりません。とりあえず予算の関係もありますし、これは大きな問題でございますので、今というわけにもいかんと思いますが、とりあえず財源確保をいたしまして、ここに新庁舎ができる夢は捨てんように、早急に実現できるように考えていただきたいと思います。市長のどういう構想をもっておられるのか、伺っておきたいと思いません。

続いて、質問の二つ目ですが、6月議会で南丹市の財産について、旧町から引継ぎ状況や管理の状況について、質問をいたしました。これは園部だけの平成台の問題でございまして、他町の問題はそのときの認識では、まだ薄かったわけでございますが、公社の関係などややこしく、整理がまだできていないということで、今後は、さらに整理を進めていくということでしたので、一定の整理ができたということを知りまして、私は資料の提出をお願いしたようなわけでございます。財産台帳の整備状況と確認ができたもののうち、処分ができるような状況のものはどれだけあって、資産価値はいくらぐらいあるのか、また活用など難しい状況のものはどれぐらいになるのかなど、公有財産状況はどういう状況になっているのか、お聞きしたいと思います。

また財政状況が厳しい、厳しいと言われておりますが、多くの財産があるなかで処分が可能なものについては、いつまでも抱えておらないで、整理ができて処分ができるものか

ら早急に売却などを進めて、市の事業推進の財源に活用することが必要であると考えておりますが、どういう方向性で、どう具体的に進めていくのか、お伺いしたいと思います。

そこで、今日までの長きにわたっての金利の問題があります。金利が必ず発生します。金利についても、一般財源から金利を払っておられるということも聞いておりますが、これも皆、税金の中から払っておりますので、早急に解決していただかなかつたら、金利というものは日曜日も土曜日もありません。毎日かかりますので。やっていただきたいと思っております。

併せて、すぐに処分ができないものについても、ほったらかしにしておくのではなく、利用できるものがあれば、市が活用したり、地域や団体、また民間に貸し出しするなどして、少しでも有効に利用していくことも大切だと考えますが、再利用や譲渡への取り組み、また地域や団体、民間への貸し出しの取り組みなどについて、どういう考えなのか、お伺いしたいと思います。

市の財産として保有しておくべきもの、また活用すべきもの、そして、処分をして財源に変えていくものなど、計画的に管理していくことが大切だと思っております。今後も私たち市民、皆の財産として、有効に活用していただくことをお願いし、第1質問を終わります。

○議長（高橋 芳治君） 森嘉三議員の1回目の質問が終わりました。

答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） それでは、森嘉三議員のご質問にお答えをいたします。

8月1日の組織改革によりまして、この本庁舎につきまして多くの職員が増えたことによる影響等について、ご質問をいただきました。

本件につきましては組織改革を進めるなかで、市民サービス面で利用の多い窓口を下層階に配置する。また、既存施設を活用して施設の改修は最小限にとどめる。また、課と部の連携が図りやすい配置にするといった観点から、各課から市民サービス面、また事務効率面を含めて意見収集を行い、様々な検討をした結果、このような現状の形で配置をいたしたところでございます。このなかで先ほども申しました施設の改修等最小限にとどめるということは、ご指摘のございましたように財政面の問題からもありまして、できるだけ必要経費を極力抑え実施したところでございます。こういったなかで、いろいろと職員の尽力もあり、また市民の皆さま方のご理解もありまして、現在、大きな混乱もなく、また市民サービスの低下は来たしてないというふうな、認識をいたしておるところでございますけれども、今、質問の当初にございました市役所に入る道路につきましては、以前からもご質問をいただいておりますが、今、鋭意、拡張に向けて準備を進めておるところでございます。こういったなかで当面は財政面を考え、できる限り既設の施設の有効活用することにより、本庁舎の活用をしていきたい、このように考えておるところでございますが、現在の庁舎全体につきまして、実際にいつまで使えるのかというのは、たいへん課題が

あることも事実でございます。こういったなかで新庁舎の建設ということも、当然、視野に入れて検討をしていかなければならないわけでございますけれども、これにつきましても財源の問題がございますし、当分の間は、この既設の施設を有効活用するなかで対応していきたいと考えております。また、新庁舎の課題につきましては財源の確保、また市民の皆さん方のご意見を反映したような検討委員会の立ち上げ等も考えて、今後、十分検討しなければならない課題であるというふうに考えておるところでございます。

次に、財産の関係につきまして、ご質問をいただきました。

南丹市が所有する普通財産につきましては、合併前の旧町におきまして台帳の一部が未整備の状態もあったために、現在、法務局において一筆ごとの精査を行いまして、現地において確認作業を行っておるところでございます。これらの精査は、早期に完了することを目指しております。できれば、今年度中というふうに考えておるわけでございますけれども、筆数、また面積は膨大であるために、かなりな事務量が必要である、いうふうな状況でございます。しかしながら、早急にこの課題は解決しなければなりませんし、これらの精査を行うと同時に、処分可能な土地や、また困難な土地との分別をし、また評価額との算出等の作業も合わせて行っておるのが実情でございます。先ほどご質問のありましたように、対応できるよう努力をしてみたいと、このように考えておるところでございます。

また、こういったなかで財産の処分について、財源確保のために処分は可能なものから売却等行っていく必要があります。当然、処分方法につきましては、処分可能な土地の位置や、また形状面積に応じて、その対応を考えていく必要があるわけございまして、事業の代替地としての活用可能なものは積極的に活用し、また、できないものは隣接土地所有者の皆さま方に打診するなどの方法をとっていきたい。また、これら方法以外にも、一般競売の方法も視野に入れて、検討を進めていきたいというふうに思っております。ご質問にありましたように金利、とりわけ今、低金利の長期化が続いておりましたが、高く推移するような予想もされております。こういったなかで、今の財政状況を考えるなかで、この財産問題の早急な処分に努力してまいらなければならないと、強い決意をいたしておりますので、今後とものご指導、また、ご理解を賜りますようによろしくお願いを申しておきます。

さて、また用途の廃止となった施設等につきましては、施設の解体を行うことを基本といたしておるわけでございますけれども、耐用年数や、また解体費を考慮して、そのまま置いておる場合もあります。こういったところにつきましては土地を含めまして、施設の有効な利用を考えなければなりません。市といたしましては地域団体等からのご要望により、それぞれ貸付たり、また譲渡につきましても検討をしていかなければならない、このように思っております。いずれにいたしましても、貴重な市としての財産でございます。これを有効に活用する、また不用なものについては売却し、また金利負担をできるだけ抑えていく、こういったことに努力することも、私たちの使命だというふうに認識いたして

おります。たいへん厳しい諸状況の中ではございますが、鋭意、取り組んでまいる所存で
ございますのでご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、答弁いたします。

○議長（高橋 芳治君） 答弁が終わりました。

森嘉三議員。

○議員（14番 森 嘉三君） 第2質問をさせていただきます。

皆さんのお手元にもいったと思いますが、この資料があります。このなかで旧園部町につ
きましては、私も園部の住人でございますので前回もいたしました。だいたいのことは
分かりましたけれども、八木・日吉につきまして、ここに載っております日吉町の殿田大
貝という所に雑種地というのが載っております。分かりますか。そこはダム移転用地の残
地ということで載っております。ダムの移転は、もうとうに済んでおりまして、ここに残
っておる財産があります。これは普通財産の部です。そして、今度は公社の方にもその所
に、土地開発公社のところには木住というのがありまして、そこには3億6,400万の
土地が残っております。広大な面積やと思います。私もいっぺん行きましたが、山林だ
と思います。その場所、そういうことにつきまして日吉町は、幸いにも旧町長がここにお
られますので、日吉のことの説明は仲村副市長にさせていただきたいと思います。そして、八
木でございますが、八木はそう目立った大きいものはございませんが、小さいものですが、
とりあえず、年度が昭和61年とかいう土地があります。今は平成19年です、約20何
年前の土地がそのまま残っておると、塩漬けになっておるといような土地が、これを見
せてもらいますと残っております。そして、これ私分かりませんが、期間として、皆20
年になっております、平成20年から21年。来年には皆、解決するのかどうか、この2
0年というのはどっからこういう年度が出たのかということの、15年も20年ももっ
とって、来年に皆、解決するといふのであるのかということの、ここに書かれた根底はど
こにあるのかと、その解決の方法が。ということをお聞きしたいと思います。

そして、八木ではちょうど、ちょうどというたら語弊がありますが、旧の町長の岸上副
市長がおられますので、八木のことについてはここで説明をしていただきたいという思
いがあります。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（高橋 芳治君） 答弁を求めます。

仲村副市長。

○副市長（仲村 脩君） それでは、森議員さんのご質問にお答えをいたしたいと思
います。

厳しい財政状況を受けてですね、いわゆる遊休土地についての処分等も含めた財源確保
もすべきでないかということでございまして、全体的な思いにつきましては、市長から
ご答弁をさせていただいたところでございますけれども、具体的なご質問がございました
ので、私の方からお答えをいたしたいというふうに思います。

まず普通財産と、それから、いわゆる公有財産といいますか、債務負担行為によります

土地取得の分がございまして、今、ご指摘のございました保野田の桂の宅地ですね。また、その他の大貝等ですね、ダム移転地の用地残地ということで、普通財産あるわけでありまして、これらにつきましてはご承知のとおりですね、日吉ダムができますときに、いわゆる154戸という多くのですね、民家が水没するというなかで、その移転用地の確保の必要がございました。日吉町内、特にですね、町外に流出されることを防ぐために、日吉町内のあちこちですね、住宅の代替用地として確保をした土地がございました。その多くはですね、移転者の皆さん方が、その地に移っていただいたわけでありまして、残念ながら他町に出られた方も数多くございまして、一定、確保した土地がですね、残地として残ったという実態がございまして、ほかにも多く残っておったんですけども、これらにつきましては当然ですね、その後、経過の中で、一般に供用していただくために販売をいたしてまいりました。また、今、残っておるものにつきましても、そのような手続きで処分をいたしてまいりたいというふうに思って、南丹市に引き継がせていただいております。

それから、次に債務負担の分でございますけれども、いわゆる船井郡・北桑田郡土地開発公社に代理取得させた土地でございまして、これにつきましてはですね、今、木住の分がご指摘のございましたけれども、これにつきましてもバブル期の地域振興策としてですね、大きな夢をかけながら取得した土地でございまして、今は、まさにその大きな課題として重くのしかかってきておることは認識をいたしております。こういった土地に対しましても、当然ですね、処分も含めて検討をしていかなければならない。当時ですね、計画、工場用地というようなことでございましたけれども、経済情勢、社会情勢の変化の中でですね、そのことの実施が難しくなったということでございまして、実は旧町のときもですね、町内に助役を頭としてですね、この債務負担の対策のプロジェクトチームを作ったと、また議会もですね、自主的にこの対策の委員会を作ったと、協議をしてきたところでございまして、また京都府、そして国等ですね、流れの中でいろいろと協議もしてまいりましたが、ただ、その合併までにですね、一定の結論が出せなかった、あるいはですね、買戻しにつきましても、それに対する財源が確保できなかったということで、今現在、こういう形で残っておりますけれども、これにつきましては当然ですね、南丹市として処分、あるいはですね、有効利用等について協議をいたしますが、議会の皆さん方にもですね、お力をいただきながら、解決を進めていかなければならないとこのように思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（高橋 芳治君） 岸上副市長。

○副市長（岸上 吉治君） 今、仲村副市長からの答弁と似たようなことでございまして、八木町の場合は、投機バブルの時代でございまして、非常に先行取得して道路なり計画する場合、どうしてもそういうことが必要だったというようなことで、かなり細かくたくさん、実にあることも事実でございまして、これも少なくとも処分の対象にしていきますと、成る土地もかなりありますので、そういった意味で総合的に何か組織で

も作って、皆さんも一緒になって処分できる土地、できない土地、それから、遊休に使える土地等々もやっぱり検討していく方向が非常に大切じゃないだろうかと、こんなふうに思っております。また、どうぞひとつ協力のほどを、よろしく願いを申し上げます。

○議長（高橋 芳治君） 答弁が終わりました。

森嘉三議員。

○議員（14番 森 嘉三君） 今の回答を聞きますと、商売でしたら、もうとうにもうつぶれて、夜逃げせんなんような返事でした。そういう悠長な問題ではないと思います。全体、公社の借入がまだ37億ほど残っておると聞いています。そして、この普通財源を合わせますと、莫大な金額になっております。この解決、そして、その20年に、期間が20年という返事ありませんでした。期間20年というのはどういう意味でございますか。してからしてください。私の第3質問がなくなりますので。とりあえず、そういうことと、そして日吉の胡麻に、これまた、木住のどこ以上の大きな借入のある土地が残っております。その問題。そして、日吉の木住のどこには、今現況、どうなっているのか。大きなお金をかけて橋が架かっているということは聞いておりますし、橋はありました。橋を架けて、上はどないもできないということで、ほったらかしやということで、これはもう、ほったらかし以上に何も言うことがないわけでございます。解決ができないという、思います。そのことについても、もっと詳しく真剣に話をしてもらわんと、また、何とかしますぐらいなことでは、本当に、もうやっていけないと。我々の大事な財産が処分できないというような思いがあります。とりあえず、20年も15年もほっといて、来年には皆解決しますというような簡単なことを書ける役所は、私はどうかと思いますし、書いた以上は責任をもって、来年に向けて動いていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 芳治君） 仲村副市長。

○副市長（仲村 脩君） まず、第1点目にご質問あり、先ほど、実は答弁が漏れましたが、このですね、土地取得事業会計の中で、いわゆる期間が平成20年度ということに八木・日吉の分はなっておるというふうに思いますが、これはですね、実は債務負担行為でございますので、実は議会の議決をですね、いただいて期限を定めております。その議会の議決がですね、平成20年度ということでございますので、そういった表示がここにされておるところでございますので、これまでに全部解決できるかというようなご質問、当然、しなければならいんですけれども、そのときの状況によつてですね、また、ご協議をいただくというものでございます。

それから、先ほど日吉の分についてですね、木住の件のお話がありましたし、東胡麻の土地の分についてもですね、お話がございました。議員さんもお承知のとおりですね、木住の土地につきましてはですね、工場用地ということで、当初ですね、工場の誘致をもくろんでですね、買収をしたという土地でございますけど、ご承知のとおり素地

のままでございまして、あれをですね、仮に、この市として手入れをしようとするれば、これからまだ投資をしていかなければならないという行為がございまして。素地のままでですね、何とかですね、売却できないかということで、京都府の企業局等とも、先ほども申し上げましたようにプロジェクトチームの中で、あるいは議会のそういった委員会の中でですね、協議をいただき、また交渉をするなかで、何件か引き合いがございました。しかしながらですね、先ほども申し上げましたように、再投資がいるというようなこともございまして、その話はなくなっておるところでございまして。議会の中では、特別委員会の中で決議いただきましたのは、当時、合併までに処理をしようということで頑張ったわけでありましてけれども、このままの用途ではですね、処分でき得ないと、用途も変えるなかでですね、処分の方向を探れというような結果をいただいたところでございまして。

それから、東胡麻の工場用地、これも工場用地でございましてけれども、これは一旦、工場が来ておったんですが、そこが倒産してですね、その土地についての買戻しをしたわけがございまして。まだ、その当時はですね、多くの企業が来るだろうと、非常に便利な所でございましたので、そういった思いの中で取り組んだわけでありましてけれども、かなりの面積がございまして、一括してですね、購入するのは非常に難しいという状況の中です。取得の希望がありました1企業に対しまして、まず半分をですね、分割して売却いたしました。これにつきましては、今も操業していただいておりますし、優良企業でございまして、そのまま企業が存続していくというふうに思っております。その半分、残りました半分でですね、今、お手元にお示ししておる部分でございまして、これも合併の前です。もう少し大きな土地でございましたけれども、それも何とか処分の方を考えなければならぬということの中でですね、京都中部広域消防組合が日吉の出張所を出すということでですね、その部分については分割をしてですね、売却をした、今、お手元に示しておるのはその残地でございまして。これにつきましても、非常に便利のいい所でございまして、何とかですね、企業誘致を進めていきたいというなかで、京都府の企業局等ともですね、また継続して話を進めております。情報も出してあります。ただ、単価の問題がございまして、今の状況ではですね、実は開発のときに、いわゆる森林部分が残っております、それも含めた面積でございまして、単価的に非常に高くなるというようなこともございまして、売却する際にはある程度ですね、損切は、やっぱり確保しなければならないんじゃないか、その辺の結論を出してですね、売却を進めていきたい。

また、有効利用というなかではですね、この場所を一時的に借用したいというような話もございまして。当事者であります市としてはですね、当然、貸したいわけでありましてけれども、この土地につきましては先ほども申し上げましたように、公社のですね、資金で購入し、債務負担として先行取得をしておるものでございまして、その辺のところにつきましては非常に難しい、また、ことも生まれてまいりますので、基本的には売却をしていきたいとこのように思っております。

以上でございます。

○議長（高橋 芳治君） 森嘉三議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

11時25分から再開したいと思いますので、よろしく願いいたします。

午前11時11分休憩

.....

午前11時25分再開

○議長（高橋 芳治君） それでは休憩をとり、休憩前に引き続き会議を続行します。

次に20番、村田憲一議員の発言を許します。

○議員（20番 村田 憲一君） 皆さん、こんにちは。

議席番号20番、南風会所属の村田憲一でございます。昨日は欠席をさせていただきまして申し訳ございませんでした。

議長のお許しを得ましたので、3月の代表質問からちょっと空きますが、環境問題に絞って質問をさせていただきます。

前回、お伺いをいたしました。市長の答弁は京都府の指導の下、その結果に従って、十分な改善策を求めていくとお言葉でしたが、専門家会議の内容、その他の判断は京都府が主導を握っておられるので、それについては良しとしますが、今回、このときばかりと問題が噴出してあります。カンポ周辺の悪臭、騒音、市道の著しい傷み、汚水等、以前から解決していない問題とはいえ大変なことでございます。悪臭の問題一つとりましても他所から高屋に来られた人が、高屋の人は鼻の病気を患っておられるのですか。よくこんな所に住んでありますなあと、というような憎まれ口を言われる方もおられます。まずは悪臭問題をはじめとする諸問題に、真剣に取り組んでいただきたいものです。ダイオキシンの関わる焼却炉の再試運転は、前に述べた問題を解決し、地域の住民がOKを出してからでないと、絶対に試運転をしていただくわけにはまいりません。これに対して京都府がOKを出しても、南丹市、市長は住民の立場にたって反対をしていただけますか、お伺いをいたします。

2点目には、特に悪臭の件です。

また、これも悪臭です。京都府に委ねることなく、南丹市独自の考えを聞かせていただきたい。誘致の話があったとき、確かにピット内と外気の気圧の差により、悪臭を外部に放出しないということでありましたが、それはどうなっているのか、お伺いをしたいと思います。

次に、炉の休止以降、二重の手間ですね、労力をかけ、臭いをあえて発散させているようなものです。今年はことのほか猛暑に見舞われていますが、私の家の下を通る車両でも、すべてではありませんが、汚水をポトポトと落としたり、悪臭をばらまいて通過をしております。これらの臭いの問題について、南丹市としてどのように解決をし、手当てをされ、住民に納得のいく説明と、それなら良しと言える、先ほど申したとおりであります。対策

をされるお考えか、京都府の見解でなく、南丹市のお考えをお伺いしたいと思います。

四つ目は、専門家会議の傍聴に出席させていただき、また地元での説明会でも、すべて参加をさせていただいておりますが、この問題は道德・倫理の問題に終始することは申すまでもありません。カンポリサイクルプラザ株式会社は、京都に本社を持たれる株式会社カンポと炉の専門メーカーのタクマ株式会社が設立された会社です。2社の良い所を出し合い、悪い所を補い合って行われることを、横から後ろから願っておったのですが、結果このようなことになってしまいました。しかし、創業当初、パンフを、しかしと言いますが、もう本当に残念ですが、パンフレットを見せていただきますと、そこにもロゴが書いてありまして、厳しい自主目標値を設定し、徹底した管理で自然環境を守りますと、ごっつい字で書いてあります。また、そのなかに、サーマルリサイクル施設一の制御室のモニターは、タクマの技術室に直結して監視されます。とも、はっきりうたってあります。第4回の専門家会議の席で監視体制をとっていないと、返答をされたと認識しております。先日の厚生常任委員会でも、タクマの方では四六時中というわけには監視はできません。というようなことまでおっしゃっていました。今後どうなるかと案じているところではありますが、操業を再開となったときには、もちろんタクマの監視体制をとっていかれるものと思いますが、技術的な面は京都府の指導によれば良いと思いますが、そのことについても市長として、これからどう指導していかれるつもりか、基本的な考えをお伺いしたいと思います。

五つ目でございます。

ISO14001についてであります。実際にカンポリサイクルプラザにおいて、取得をされているのか伺います。

京都の株式会社カンポは早くから取得されていることは、承知をしております。これもこのパンフに大きくうたってあります。住民の安心・安全を踏みにじる何者でもないと思いますが、これについても市長さんの納得のいく説明をいただきたい、そうして、どう指導されるのかも伺いたします。

合併前の園部町で乗りかかった、この船であります。合併をしても、ここで岸に着くまでも皆さんが降りてしまうというわけにもまいりませんし、全部一緒に合併をしたことです。市長さんをはじめとする関係職員すべての問題として、何回も申しますが、よろしく願います。

六つ目に、カンポリサイクルプラザの関係の車両にも関係のある、道路の著しい破損について伺いをいたします。

昨年の地区との話し合いで、車両の通行数量を大幅に増してほしいということで許しました。その結果か、衛管か、カンポか、他社の車両か分かりませんが、本当に多く行き来をしております。従って、道路の破損がおびただしい限りです。他の道路を、市道ですが、通らせていただいても小さな窪みができておりますが、袋入りのアスファルトで補修しながら長期間維持をされているようですが、船岡熊原線はことのほか地盤が弱いのか、設計

が1ランク下げているのか、また車両の絶対数が多いのか、本当に早くよく傷みます。今は炉が休止しているので搬入の車だけでなく、ごみの整理をして、積み替えをして搬出されておりますので、先ほどの悪臭もそうですし、道路も特に悪くなる条件が揃っている、というように思います。現在、高屋地内で区長さんと私とでお願いをした所に、赤いペンキで枠が、区画がちょっとしてございます。間もなく着工をしていただけるものと思いますが、普通の道路と条件が異なりますので、なるべく早く着手していただきたい。目途がたっていないか知れませんが、せめて区長さんに、何月何日ごろにはかからせていただきますという報告をいただきたいものです。赤い区画ができて、もう相当日時が経っております。それらにより、カンポに対するイメージが少しは良くなるのではないかと思います、これも市長さんに伺っておきたいと思っております。

最後に、先日、20日の川辺地区区民に対する第4回専門家会議を受けて、説明会が行われましたが、今回はオブザーバーの出席はありませんでした。回を重ねるごとに地元住民の怒りと不満は膨れ上がり、耳を覆いたくなるぐらいでございました。第1回目の時も、むろん厳しい口調での要望や怒りを述べられたのは、初回に出席されたお方はご存知のとおりですが、今回の8月28日の夜は本当に凄まじいものがありました。特に悪臭の対策については、名指しでカンポは、京都府は、市は、というようなことがございまして、口調も本当に荒々しく、詰め寄る場面もあり、一時は騒然といたしました。そこで発言者が異口同音といたしますか、悪臭問題が解決するまでは、いくら専門家会議で再試験運転の実施が了解されたといえども、地元としては許すことはできないとおっしゃったときに、4、50人いた住民は、拍手で賛意を表しました。その詳しい内容については岸上副市長をはじめ各部長・課長も、その臨場感は十分味わっていただいたと存じます。川辺の人々はみんな温厚で物静かな人ばかりですが、私、この川辺の地に生を受けて70歳にならせていただきますが、先日のような口調で集会が終始したのは初めてのことでございます。同感と思っている私でさえ、そこまでおっしゃいますか、という思いでございました。何はともあれ、このことは業者に対してはむろんのこと、行政に対する不満が、そこかしこに見受けられました。私たち地元民は京都府もしっかり対応を願うが、特に、私たちの南丹市にお頼りをするしかございません。たくさん申し上げましたが、悪臭対策を満足のいく完璧なものに改良していただくまでは、再試験は、先ほども申したとおりです。絶対にさせないと固い意志の元で住民が立ち向かっております。そのことを十分ご理解をいただき、一日も早い解決を望むものであります。

これは要望をさせていただいておきます。

問題はまったく違いますが、一つ区画整理のことについて、最後にお伺いをいたします。

内林の区画整理と、京都府の光悦村の開発についてでございますが、先日、光悦村に一番乗りをされた企業、しいて申すならば、マルホ発條という会社でした。竣工式をされたと報道されました。早速、操業を開始されているとのことで喜ばしい限りでございます。今後も順次、工場を新築し、操業をされるものと思うが、当初、内林の区画整理と光悦村

の開発は、同じくして進行をして、光悦で稼働・就労される人々に、内林のハートフルタウンに居住をしていただき、相乗効果を上げるとの話であったが、今回の企業の社員が一人でもハートフルタウンに住まわれたり、そこまでいかなくても売買の約束ができていくというような話があるのか、現在、ハートフルタウンの開発は60%ぐらいと、売れ行きですね、開発というより、と聞きますが、そこいらのことをお伺いを申し上げまして、第1質問を終わらせていただきます。

○議長（高橋 芳治君） 村田憲一議員の1回目の質問が終わりました。

答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） それでは、村田憲一議員のご質問にお答えいたします。

カンポリサイクルプラザをめぐる、ご指摘いただきました、ご質問の内容、まさにたいへん大きな問題であると考えております。とりわけダイオキシンの発生によりまして起こった問題ではございますけれども、臭気、また、そのほか様々な問題が、まさに住民の皆さん方からご指摘をいただき、先ほどご質問の中にもありましたように、8月の説明会をはじめ住民の皆さま方から、たいへん厳しいご意見を伺っておるところでございます。私も市といたしましても、真摯に受け止めておるところでございます。再試験の問題につきましても、専門家会議での審議をさせていただいておりますし、また三者協定に基づきましての京都府等の監督官庁の指導に従うとされております。こういったなかで、この指導に委ねていくことが基本であるとは考えておりますが、特に、ご指摘をいただきました臭気の問題、この問題につきましても、たいへん厳しい状況にあるというふうに認識しております。先だつての厚生常任委員会、また昨日のご質問でもございましたように、たいへん臭気につきましても周辺の住民の皆さま方に、ご迷惑をおかけしていることは事実でございます。こういったなかで、カンポリサイクルプラザからは保管廃棄物の減量や、また密閉可能な容器への詰め替え、脱臭装置の導入等の対策を行っていくとの報告は受けてはおりますけれども、現実問題として、その臭気が防止されるかどうか、この点につきましても厳しく指導し、検証していかなければならないと思っておりますし、地元、川辺地区の役員の皆さま方にもご確認いただく、こういった処置をとっていく所存でございます。こういったなかでカンポリサイクルプラザの運用が株式会社カンポと、また株式会社タクマの共同出資による会社であるというご指摘でございます。当然、タクマさんというこのプラントメーカー、たいへん高い評価を受けた企業であるというふうに聞いております。こういった高い技術力をもって、適切な運用にあたっていただく、これはカンポリサイクルプラザという会社に、十分にその能力を発揮いただくように、適切な指導を続けていかなければならないと思っておりますし、今後の操業の中でも、その技術を十分に生かしていただくよう求めてまいりたいと思っております。

こういったなかで、パンフレットのお話もございましたが、大変まさに、いいことばかり書いてある、もちろんパンフレットですのでそのようなことになるとは思いますけれども、

やはりこういったことを現実として、きっちりと対応していただく、それにより住民の皆さん方の不安を、また解消していく、こういうことが大切であるというふうに考えております。先ほど議員のご質問の中にもございましたが、臭気等の問題につきまして、私たち市といたしまして、やはり住民の皆さま方のご意見を十分踏まえて、会社側に強く要請し、指導をしていく。また、そのことについて十分な検証を行う、こういったことを進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

なお、先ほどご指摘のございましたISO14001の件でございますけれども、現在取得はしていないようでございます。準備はしておりますが、まだ、取得には至っていないということでございますので、ご答弁を申し上げます。

いずれにいたしましても、ダイオキシンの問題はありますが、この臭気の問題、このことを解決なくしては、まず住民の皆さん方のご理解を得られない、いうご意見、十分に受け止めまして、今後の指導にあたっていきたい、このように考えておりますし、会社側の対応も検証をしつつ、また先ほど申しました件につきましても、私どもの知り得た状況につきましてもは地元の区長会の皆さま方に、ご報告をさせていただきたい、このように考えております。

また道路の傷みにつきましては、ご指摘のいただきましたように大変、毎度という言い方は失礼でございますけれども、大変たくさんのご要望も受けとるのも事実でございます。その都度、補修・修繕を行っているのも事実でございますけれども、その対応ができる内容につきましても、また、ご連絡を申し上げたい、このように考えておるところでございます。

いずれにいたしましても、この悪臭をはじめとする課題につきまして、私どもも住民の皆さま方の強い怒り、真摯に受け止めまして、今後の対応をさせていただきますので、今後ともご指導を賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。

次に、新光悦村の中に8月23日、ご指摘いただきました企業がご竣工いただき、操業を開始いただきました。この工場は亀岡市にございました工場のうち、新光悦に移転をいただいて操業されているという現状でございます。こういったなかで、従業員の皆さん方の数も亀岡市在住の方が多くございますのも事実でございます。しかしながら、そのほかのどこからもお通いいただいとる方も、おいでになるようでございます。先だっても、会社の方とお話をさせていただいております、せっかくこちらへ来たのだから内林のハートフルタウン、今の間に変わったらどうやという会社の幹部の方も、ご指摘をいただいておりますのでございまして、早速、そのパンフレットも持って帰っていただきました。現在、まだ契約等には至っていないのが事実でございますけれども、私どもも説明会等におきましても、また現地での視察いただきました方にも、その場所を、ハートフルタウンの場所を示して、あそこに住んでいただけたらというようなことも申しておりますし、その都度、パンフレットもお渡しして、お願いをいたしておるところでございます。いずれにいたしましてもこの工場誘致、新光悦村の立地におきまして、ハートフルタウンをはじめとする

南丹市域に多くの皆さま方が居住いただく、また南丹市民の皆さま方が多く雇用していただく、これも大きな願いでございます。今後とも、市といたしましても積極的に努力をいたしてまいる所存でございますので、議員各位におかれましても、ご理解、ご協力を賜りますよう、この場をお借りしてお願いを申し上げ、答弁といたします。

○議長（高橋 芳治君） 答弁が終わりました。

村田憲一議員。

○議員（20番 村田 憲一君） 答弁をいただきましたが、臭いの元を断たなければ、再試験運転もしないということを、いつも申しておりましたが、市長もそのとおりかということ、もういっぺん、ちょっと聞き漏らしたかも知れませんが、よろしゅうお願いします。そして、9月の24日に地元の役員さん等で、私も来てくださいということでお伺いをしますが、この目と鼻とでもって確認をさせていただきます。そのときに、ああ、少し良くなったな、今までと、やっとならんなあ、いやいや前よりひどくなったというようなことを、判定を五感に頼るといふものはなかなか難しい、機械もゆくゆくは使っていくというようなことも、お聞きをしておりますが、まずは目と鼻でもって、それを確認して、今、申したような、少し良くなりよるといふのであれば、その炉を稼働させて、ごみが堆積といいますか、集積してあるのを燃やしていくということをするれば、やはり自ずと臭いはなくなるということは、素人の私たちでも分かりますので、そこらの辺を9月の末日やとか、最終的には10月の末日とか言うておられますが、さて、この24日の日に私たちが見せていただいたときに、どうや、そのときに大方の見せていただいたものが、だめと言ったら、市長も、そうしてくださいと大きい声で言うていただけますか、それだけお伺いして。

ハートフルタウンの件は、もう、ことあるごとに、やはり府の方へも説明、上の光悦へ来られる方には、もう条件づけるぐらい、しかし、今もおっしゃったように近場のお方であれば家をわざわざ建てることもないということですが、何べんも申し上げますが、先ほどの申したとおり、当初が一緒にやっていこかいちゅうのに、ああ、楽やと、光悦村さえ売れたら、そんなことも思っておられないとは思いますが、どうぞひとつ、あこで皆さん何とか、源歩率の高い所で低い所でごんばっていただいております皆さんにも、少しは潤ってといいますか、せめて早急に、早期にその処分をして、ああ楽や、あんまり得はせなんだけど良かったなあと言ってもらえるようにしていただきたい、いうように思います。これは、もうだいたい分かりましたんで、要望とさせてもうて、答弁があったら、どうぞひとつしていただきたいですが、今の24日について、どうぞひとつご答弁をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋 芳治君） 佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） 再質問にお答えいたします。

まず、9月の24日、全面的に臭気が止まるというところまで作業がいかないというこ

とでございますので、まずはその途中経過をご覧いただくといいですか、立証いただくということになると思うんですけれども、当然、この臭気の問題が大変この夏から大きな問題になっております。そのことよっての対策につきましての、企業に対する大きな不安、不満ということが、今、強く申されておるわけでございます。こういったなかで先ほどの答弁でも申しましたが、ダイオキシンの問題については専門家会議で、また府の指導でということなんですが、それをも上回るような強い不満があるわけでございまして、また、このことに対して、市といたしましても真摯に受け止めて、会社側に要請をいたしておるところでございます。この経緯を踏まえまして、今後の対応をしていきたい、このように考えておるところでございます。十分、住民の皆さま方のご意見、踏まえながら、会社側にも要望を続けていきたい、このように思っております。まずはその24日の結果、また、今後の対応についても十分に監視していかなければならない、いうふうに思っておるところでございます。どうぞ、ご理解を賜りますようお願いをいたす次第でございます。

また、ハートフルタウンの問題につきましては、先ほどの答弁でも申し上げましたが、私自身、就任以来、新光悦にお客さまを案内するたびに、また、その企業の皆さんにお願いするたびに申しております。多くの皆さん方が、やはり南丹市に住んでいただき、そこで働いていただくことが新光悦村の誘致の成功であるというふうに考えておりますので、何とぞよろしく、ご理解のほどをお願いいたします。

以上でございます。

○議長（高橋 芳治君） 答弁が終わりました。

村田憲一議員。

○議員（20番 村田 憲一君） 以上でよろしいです。

ありがとうございました。

○議長（高橋 芳治君） 村田憲一議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

1時から再開したいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

午後0時00分休憩

午後0時58分再開

○議長（高橋 芳治君） それでは休憩をとき、休憩前に引き続き会議を続行します。

次に11番、川勝儀昭議員の発言を許します。

○議員（11番 川勝 儀昭君） 議席番号11、活緑クラブの川勝儀昭でございます。

議長の許可をいただきましたので、私の一般質問に入ります。

まず南丹市道の災害復旧工事について、お伺いいたします。

八木町地内における市道氷所日置線、農村コミュニティセンター施設前の市道であります。本市道においては昨年春ごろ、路肩の一部が崩壊し、隣接する農道と合わせて通行不能の状態となり、そのまま放置をされたことにより、本年4月にさらに大きく崩壊したと

ころであります。被害箇所付近の緑資源機構による道路建設は、一定、進歩はあるものの、近隣住民に多大なご迷惑をかけ、1年数ヶ月にわたり農道は通行止めとなり、市道等の復旧整備は未だに手付かずの状況であります。地元農道の受益者はもちろんのことながら、コミュニティセンター利用者におかれても早期の対応が望まれているところであります。以前は公共土木の災害復旧事業により、対応できる努力をいただいているようにお聞きをいたしました。1年以上経過した今、今日までの経過と今後の早期整備に向けた対応について、市長の見解をお伺いいたします。

次に、府事業計画に伴う地元要望の南丹市の支援について、お伺いいたします。

国道477号線西田大藪道路改良事業についてであります。昨日の同じ地元議員からも質問があり、一部重複する点もあろうかと思いますが、ご理解いただきたいと思っております。国道477号線の整備計画に伴い、三俣川を斜めに横断する夢かなえ橋の橋梁計画等について、地元関係区において説明会がありました。これによりますと、現国道の高さより約2m程度上がる計画であり、隣接する市道青戸氷所線も急勾配で接することとなり、またその交差点も変形した交差点となります。京都府においても極力、高さが低くなるような設計にご努力をいただいておりますが、三俣川は砂防河川であり、河川部分と砂防部分と橋梁の厚みにおいて約2m上がるわけであり、現行の477号線においても距離の長い坂道であり、それに加えて約2m上がるわけであり、また右岸側においては生活道路と併せて、通学路でもあります。地元説明会においては通学路の対応も示されておりました。三俣川は砂防河川としては、一定、整備が完了した河川であります。近隣地区において大変な高低差のある、いわゆる天井川であります。長期的には河川を引き下げることが必要であると考えます。また市道住吉新田線の三俣川にかかる住吉橋の架け替え計画もあります。特に左岸側の交差点においては、市道の通行車両も多いことから、交差点の安全性を高めることを第一として、隣接土地との一体性や市道通行の安全性を考慮し、関係地区が強く要望されている現況の道路高さとあまり変わらない高さで、橋梁計画が実施できるよう三俣川の切り下げも踏まえ、京都府に対して、南丹市としての強い支援をお願いしたいところであります。この南丹市民の地元要望に対して、市長の見解をお伺いをいたします。

次に、市役所の組織機構の変更に伴う、業務状況についてお伺いをいたします。

8月1日より実施された組織機構の変更について、支所の廃止や支所職員が大幅に減少をされました。園部支所においては廃止となり、本庁の直轄対応をしていく。また支所職員には、保育所また幼稚園、学校関係を含みませんが、八木支所においては43名から22名に減員され、また日吉支所においては32名が21名、美山支所においては37名から24人と、減員をされたわけであり、組織機構の変更後、まだ1ヶ月余りですが、現体制において、今のところ住民の方々に対するサービス低下を招いていないのか、また支所職員の勤務状態はどうなっているのか、市長の見解をお伺いをいたします。

以上であります。

○議長（高橋 芳治君） 川勝儀昭議員の1回目の質問が終わりました。

答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） それでは、川勝儀昭議員のご質問にお答えをいたします。

第1点目の市道氷所日置線、農村コミュニティセンター施設前の市道の崩壊部分につきましては、たいへん農道の通行止めということでご迷惑をおかけしとるわけでございますけれども、崩壊部分の復旧設計を行うために、測量及び基礎地盤の確認をするボーリング調査を実施し、調査結果を踏まえて、早急に復旧計画を立てるよう検討をいたしておるところでございます。その復旧工事も早期に実施していきたいというふうに考えておるところでございます。なお、この点につきましては農道の通行止め、安全の確保ができないために、この復旧工事が完了するまで、通行止めを実施しなければならないということでございますので、ご理解とご協力を賜りますよう、お願いを申し上げる次第でございます。

次に、477号の三俣川を横断する橋梁計画につきまして、隣接する市道改良も必要であるということございまして、地元要望、昨日もご質問をお受けいたしましたところでございますけれども、当然、交通の安全確保が第一でございます。先ほどご質問いただきました地域の皆さま方の要望を踏まえまして、今後、京都府等に要望し、また協議をしてまいりたいというふうに考えております。とりわけ通学路の問題、また隣接する道路につきましては、以前から地元からも、いろいろとご要望を賜っておるところでございますので、十分その点を踏まえながら調整をしていきたい、このように考えておるところでございます。

次に行政改革、組織機構の改編に伴う状況でございますけれども、今、1ヶ月半経過したわけでございますけれども、市民の皆さま方の深いご理解、また職員の皆さんのご尽力によりまして、現在のところ大きな課題が発生するという認識はございません。今、組織の再編強化を行ったことにより、支所の職員は減員したわけでございますけれども、本庁へ一部事務や事業の移管をした、また、そういったなかで本庁との連携体制を、さらに強化するなかで対応をいたしておるところでございます。今後とも総合支所としての機能を確保し、また市民サービスが低下しないよう、また、さらに向上するように、支所におきましても参与を先頭にいたしまして、支所職員一丸となり、また本庁との強い連携のもとに対応していく所存でございますので、変わらぬご指導、また、ご協力を賜りますよう、お願いを申し上げる次第でございます。

なお、職員の勤務状況につきましては、19年の4月から7月までの平均の超過勤務、そして8月分の比較をいたしておりますが、本庁におきましても残業の時間は76.4%程度、また支所におきましても80%程度、時期等の関係があるかとは思いますが、いずれも減っているというのが状況でございます。個々の支所、また部署においては、増えている支所があることは事実でございますけれども、今後とも職員の健康管理等も考慮しな

がら、超過勤務時間の縮減にも努力していきたい、このように考えておるところでございます。しかしながら、組織の改編強化、やはり日々の努力によって目的を達成していかなければなりませんので、今後とものご指導、ご鞭撻を賜りますように、この場をお借りしてお願いを申し上げまして、答弁といたします。

○議長（高橋 芳治君） 答弁が終わりました。

川勝儀昭議員。

○議員（11番 川勝 儀昭君） 今の答弁を受けて、再質問をさせていただきます。

まず市道氷所日置線、また国道477号線の改良事業につきましては、事業部門担当である岸上副市長にお伺いをいたします。

今、市長から地元住民に迷惑かけておるということで、お伺いをいたしました。実際、これ昨年の春のことです。災害の公共によります災害復旧事業との対応はできなかったものなのか、どうなのか、その辺りもお伺いをいたしたいと思います。

ましてや、これから、今の答弁によりますと、これから復旧、ボーリング等の調査をして復旧計画の検討を行うというようなご答弁でありましたが、今まで地元住民にどれだけ迷惑をかけ、そして、あの辺りは山々に囲まれ、田園風景豊かで、そして、また環境公園氷室の郷もあります、温泉施設もあります。ましてや、今の農村コミュニティセンターの、いわば敷地の一部でもあります。そして、そこを利用されておる方もあるわけでございます。1年数ヶ月、いわゆる地元の皆さんにご迷惑をかけ、今も農繁期の真最中でございますが通れない、そんな状況であります。そして今年度の地元関係区長さんにお伺いしても、説明を受けてないというような状況であります。いわゆる農業振興も進めなければならない、そして南丹市市有の財産が、いわゆる南丹市有外の土地所有者に対して犯しておるわけです。いち早く営農面においても災害復旧、いわゆるご迷惑をかけない対応が必要であろうかと思いますが、今までこの1年数ヶ月どうしてこられたのか、まずお伺いをいたしたいと思います。

そして477号線、この新しい橋梁でございますが、いわゆる先ほど申し上げましたが、交通量は確かにあの地域では多いところあります。そして、例えば関係地区、具体的に申し上げますと、西田区、また青戸区が関係地区ということで地元説明会がありました。例えば、今、緑資源機構の開通しておる道路、そして府道の亀岡園部線等で、氷所地区・日置地区の人はご利用されている方が自動車が多いわけです。しかしながら、いわゆる距離的にはこの新しい、今の477の方が約、例えば八木の堰橋まででありますと約500m短いわけです。当然のことながら、歩行者、また通学を含めた自転車の方々はそこを通られるわけです。それで変形の交差点と申し上げましたけれども、普通であれば対向車との右折同士の車両の行き違いは、車のいわゆる左側同士が接して右折・右折をするわけでございますけれども、このいわゆる計画によりますと、変形した交差点になろうと思いますので、車両の右側同士を接して右折をしなければならない、そして坂の頂上辺りで交差点になるという、いわゆる本当に交通安全を考えた上でのことなの

か、また現況であってもあの長い、今でも長い坂道を高齢者の方々は自転車を押して歩いておられます。これがまだ、これから2m上がるわけでありますので、いわゆる交通弱者といった方々のためにも、そういった人に優しい道路行政も考えていっていただきたい。そして先ほども申し上げましたが、すぐ、数100m下側には、つい先日、改良なりをいただきました住吉橋がございます。これ現在でも対岸には、いわゆる右岸側には学習塾があつたり、いわゆる神社があるわけでもございまして、そこそこ交通の通られる車もあります。そして、シミズふないの里へ行かれる方もあります。しかしながら、一応、看板は軽車両を超えるものは通れないというような看板もあるようでもございますので、あの住吉橋についても改良を視野に入れた、今回の事業が進めなければならない。そのためには、この新しい橋のすぐ、数10m下に落差口がございます。そして住吉橋のすぐ下にも落差口があります。先ほど申し上げましたが、砂防河川として、一定、完成を見ておる、そんな道路であります、やはり近隣住民にとって、2mというのはかなり急勾配でもありますし、市道も当然そこに隣接するわけでもございますので、地元住民の要望を受けて、南丹市としても府の方へ強く要望いただきたいと思っておりますので、その辺り副市長の見解をお願い申し上げたいと思っております。

それと、組織改正についてでございます。

人件費の、ノー残業デー等の人件費の削減等について、これも今、市長からありましたので、まだ1ヶ月余りでございますので、これから年末年始、また納税であつたり、また年度末・年度始め等々、いろいろまた、各地区の役員さんも変わられるわけでもございますので、今後1年間見たなかで私も住民の意見を聞いてやっていきたいなあと、このように思うわけでもございますが。昨日も一般質問の中で、国保料の徴収うんぬんの中で本所・支所一体となって徴収に取り組みたい、これは素晴らしいことだと思っておりますけれども、本当に支所の人員が半数近くになった人員の中で対応ができるのか、また、そういった辺りも含めて事務分掌がちゃんとできているのか、そういった辺りも、改めてお伺いすると同時に、今後ですね、本庁・支所の、また各4町バランスの取れた行政推進が、この支所の形態でできるのか、その辺りもお伺いをいたします。

以上であります。

○議長（高橋 芳治君） 佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） 本庁・支所の関係につきまして、再質問いただいておりますのでお答えをいたします。

まだ1箇月半ということでございますので、先ほどの答弁の中でも超過勤務の関係だけお示しをさせていただいたわけでもございますけれども、今後、業務の内容につきまして、当然、1年間通したなかで検証しなければならないことは事実でございます。しかしながら、この再編強化によりまして、私ども本庁と支所との連携の下に、この行政の推進を図っていく、このことを基本に考えております。こういったなかで、やはり4町それぞれの均衡ある発展っていうのは、合併の当時の課題でもあります。この辺を十分踏まえな

がら努力をしてまいり所存でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（高橋 芳治君） 岸上副市長。

○副市長（岸上 吉治君） お答えをさせていただきます。

先の市道氷所日置線の関係でございますが、仰せのとおり4月に一部崩落しまして、続いて次の雨で、また崩落したというようなことで、これがだいたい5年ほどしか経っておりません。そういったことで市長からも厳しく、どういうことでこういうふうになったのかということを追及するようにと、というような話も聞いておるところでございますけれども、仰せのとおり国庫補助事業で災害復旧にかけたいということで、当初は災害復旧の予定をして、京都府、さらに国等々と協議をしてきたところでございます。何とか災害復旧をかけてもらえないかと、支所の方からも強く要望をいただいております。その方法がいいということで、その方法で何とかいけないものかということで国からも調査にお見えになりまして、最終的にその内容に満たなかったと、現況は満たなかったということでございまして、そのあと早速、ただいまボーリング調査を実施しておるところでございます。さらには現在、復旧計画を検討いたしておりまして、先ほどのお話でございますが地元の区長さん、ほ場整備委員長さんにはこの旨了解をいただいておりますので、ご理解をお願いを申し上げたいと思います。

それから国道477号の件でございますが、私も地元隣接しておりまして、先ほどらい、昨日の川勝議員の質問、今日の川勝議員の質問共々、納得をいたしておるところでございます。非常に長い坂を、しかも冬場には凍結するというような悪条件の中で、これ以上高くなって変則交差点になると、非常に通行が逆に困難になったり、交通事故の原因になったりということで心配をいたしております。京都府の方にも、私も行ったときには、そんな話をさしていただいております。何とか改良の方法がないものだろうかというようなことを考えておるところでございます。ご案内のとおり住吉橋も、もう老朽化いたしておりまして、下から見ますと、もうとても通行できる状況でないだろうなというような状況でございまして、今、軽自動車のみ通行可能というような状況になっておりました。早くこの状況を、この国道477号線の改修と合わせてやってもらえたら、非常にありがたいというようなことで話もいたしておるところでございます。先般の地元の説明、青戸区におきましても、西田区におきましても厳しいご意見が出ておったというようなことでございまして、また東地区の区長会の中でも、ご意見をいただいたというようなことでございまして、共に皆さんと一緒に、このことは解決すべく、いい方法で新しい国道477号が開通しますように努力をしてみたい、こんなふうに思います。

先ほどの答弁で市長の方からも考えていきたいということでございまして、一緒にやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（高橋 芳治君） 答弁が終わりました。

川勝儀昭議員。

○議員（11番 川勝 儀昭君） ただいまのご答弁で組織改正の関係であったり、また

国道477号線の地元要望については前向きなご答弁をいただいたということで、今後よろしくお願ひ申し上げたいと存じます。

ただ、市道氷所日置線については、いわゆる手続きうんぬん、どうのこうのであれ、昨年の春に崩れておるわけでありませう。そして、その時点で農道が通行止めになっておるわけでありませう。それを放っておいて、また今年の4月に、約1年後に、また崩れたわけでありませう。農道だから放っておくと、そんな思ひはないと思ひませうけれども、これ生活道路であれば、そんな悠長なことは言っておれないわけでありませう。ましてや、市の施設をすぐ横に構えておるわけでありませう。今後こういっただけが起きたときに、地元住民の皆さん方に多大な迷惑をかけておる、これが今後、こういっただけが起きたときにこういっただけ対応でいいのか、市として。市の施設であり、市道なんです。だから災害復旧事業であかんかったらあかんで、地元の方々は災害復旧事業で、今、申請出しとるからという、その話は地元として聞いておるといっただけをされておりました。しかし、その後は何も聞いてないという地元の方の見解でした。いつまで放っておくんだと、農業、支障来たしておるでしょうと、いるための農道なんです。その辺りを考えていただひて、これからの、いわゆるこの地域だけじゃなくって、やはりその他でも、おそらくこれまちの中心だとか、主要な道路やったら、すぐ直されるはずでありませう。景観も悪いでありませう。これから計画をして、これから掛かる、もう1年数ヶ月経ってるんですよ。地元にも、今後の説明がない。そして、これから復旧を計画されて実施されるのは、大まかで結構でございませう。大体いつ頃になるのか、私も地元の皆さんに聞かれておりました。いつ頃になるのか。そういっただけ目途だけでもお伺ひをいたしたいと思ひませう。

以上で終わります。

○議長（高橋 芳治君） 答弁を求めませう。

山内土木建築部長。

○土木建築部長（山内 明君） 今の川勝議員から災害の現場のことで、災害が起こってから、崩れてからいつまで放っておくんだと、また今後、どういっただけふうにしていくんだというご質問ですけれども。まず昨年にそういっただけ状況が発生したあとですね、原因究明含めて進めてきたわけです。その段階では田んぼに入っただけ部分については、土砂を取り上げをさしていただひて、今、現場では崩れた分、農道をふさいでおる状況がありませう。これは先ほども説明していただひきましたように、今、農道に被っておる土っただけというのは、やはり土を崩れてくる部分を押さえてくるっただけいうことで、今、その分だけを撤去すると安全性が確保できないっただけいうことで、今しばらく、あの形では現場の方、皆さん方のご理解をいただひきたいと。そうしたら具体的にどうするのやというお話です。今、ボーリング調査も終わりました、今、どういっただけふうな工法でもって復旧をしていくのか、これを検討しておりました。ほんで今の段階でいけばですけども、やはりこれからの予算含めて、今、まだ持っておりませう。これからの進め方としては、やはり土仕事ですので、冬場の気候の悪い時期、これはできないだろうっただけいうふうにおもっております。でき

るだけ早くということですが、という思いで進めていきますけれども、来春、早ければ来春に、ですから、新年度予算に上程をさせていただきたいという思いで、今、進めておりますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 芳治君） 答弁が終わりました。

次に1番、仲絹枝議員の発言を許します。

○議員（1番 仲 絹枝君） 皆さん、こんにちは。

私は議席番号1番、日本共産党・住民協働市会議員団の仲絹枝でございます。議長の許可を得ましたので、通告書に基づきまして質問させていただきます。

昨日、また本日、午前中に同僚議員が同じような内容で質問しておりますが、私もまた、私のあとにも同じような中身で予定されておりますが、私の目線からカンポリサイクルプラザのダイオキシン基準値オーバーにかかわってお尋ねしたいと思います。

昨年12月以来、私たちが出している家庭ごみが地元で処理できずに、いまだに近隣自治体にお世話になっているというこういった事態に対しまして、市長の率直な思いを、まず、お聞かせいただきたいと思います。現在、カンポリサイクルプラザは、廃棄物焼却施設にかかわる専門家会議において、再試験運転を実施することが了解されました。再試験に当たっては、一つ目に社内管理体制の徹底、二つ目にマニュアル化によるヒューマンエラーの対策の実施、三つ目に計測系などのコントロールシステムの適正な運転、四つ目に活性炭フィルターの設置、そして五つ目に地元説明、了解を得ることが条件となっております。午前中の質問にもございました、去る8月20日の地元説明会では、臭気や騒音などに対する地元住民の方の批判や質問の声が多く出された、この会は平行線に終わったなどとお聞きしております。今後、再試験に向けて、地元との調整をどのように図っていくのか、お尋ねしたいと思います。

住民の安心・安全な生活を守る立場にある行政に、今、求められているのは、住民との信頼関係を取り戻すことと企業に対しての毅然とした態度だと思っておりますが、いかがですか。また先日、私は衛生管理組合の議会を傍聴してまいりました。そのなかで18年度決算では、カンポリサイクルプラザの焼却炉の停止によって、19年1月からの可燃ごみの焼却を京都市・亀岡市に委託していることにより、単価の差などの関係で不用となった焼却委託料が減額され、財政調整基金に積み立てたとの報告がございました。新聞報道にもあったように、委託費用が約5,000万円不用になったということでございます。いずれにしても、いつまでも京都市や亀岡市に、南丹市民が出している、このごみの処分をお願いしておくわけにはいかないのではないのでしょうか。今、最も求められているのは、市としての主体的なごみ行政だと思っておりますが、今回の機構改革で新しく環境課が設けられ、積極的に今回の問題や今後の方向性を検討されていることと思っております。ぜひ具体的な答弁をお願いいたします。

併せて、カンポリサイクルプラザ以外にもこういった公害の発生の恐れのある企業や、また不法投棄などがあった場合の市の対応、指導のあり方についてもお伺いいたします。

住民から出た苦情要望を受けたあとの対応を具体的にお聞かせ下さい。環境課の新設は、環境対策・廃棄物対策などこれまで以上に円滑に進むと思われませんが、支所と本庁の機能・権限などについても、ご説明をお願いいたします。

次にバスの問題について、お伺いいたします。

昨年10月から本年3月までに4回に渡って、バス交通整備計画検討委員会が開催されました。アンケートの実施などにより、問題点や課題が明確になり、市民に愛されるバス交通を基本目標にした、南丹市バス交通整備計画が定められました。この検討委員会には、すでにバスが走っている地域の住民の方からは路線やダイヤの改善など検討されるものと期待されておりました。今後は南丹市地域交通会議の中で、市内全域の交通網の見直しがされていくことと思いますが、スケジュールや南丹市地域交通会議で検討される内容、また、その情報公開についてお伺いいたします。

今日、人の移動や物資の輸送には車が不可欠となっています。マイカーの利用により加速された車への過度の依存は、個々人の生活や地域社会のあり方、地球規模へのマイナスの影響を及ぼしてまいりました。特に車を運転できない、利用できない高齢者は移動が制約され、基本的な生活と社会参加の機会を奪われてしまっているのではないのでしょうか。また地球温暖化など環境問題への対応には、良質な公共交通の提供が必要だと考えますがいかがですか。地域の公共交通は地域の経済社会活動の基盤となり、地域公共交通サービスのあるべき姿を検討する際に、住民の基本的な生活と、社会参加の機会を確保するという観点に立つことが最も重要と考えますが、市長のご所見をお伺いします。

南丹市バス交通整備計画検討委員会報告書のアンケートの自由意見欄には、移動手段のない60代、70代の方からバスの存続を望む書き込みが複数ございました。高齢者が増加する本市において、高齢化対策としての公共交通を検討する時期にきていると思います。市長の見解をお聞かせ下さい。

最後に、地域防災計画にかかわって、質問いたします。昨日の一般質問でも同僚議員が取り上げておりますので、できるだけ重複は避けたいと思います。通告書どおりの質問をさせていただきます。

京都府地震被害想定調査委員会の報告を受けて、南丹市の被害をどのように想定されているのか、また被害を最低限に食い止めるためには、どのような具体策を講じているのかをお伺いします。

そして二つ目に、昨年12月議会で同僚議員が質問されておりましたが、現時点でのハザードマップ作成の進捗状況をお聞かせ下さい。

三つ目に地域防災計画の周知徹底について、お伺いいたします。住民には広報なんたんの配布で、防災意識が高まることを期待されていると思いますが、その内容について少しお尋ねいたします。突然の災害には日頃の備えをしっかりとるよう喚起しております。また災害から市民の命と財産を守るという見出しに対して、その中身として避難地と避難場所、問い合わせ先の電話番号などが書かれておりますが、それは少し不十分な中身ではな

いかと私は思います。また避難訓練につきましても昨年同僚議員が質問しておられます、地域防災計画に基づき実施していくというご答弁をこのときされております。実施に向けてのスケジュール、具体案などをお示しいただきまして、1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（高橋 芳治君） 仲絹枝議員の1回目の質問が終わりました。

答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） それでは、仲議員のご質問にお答えをいたします。

カンポリサイクルプラザの問題につきましては、先ほどのご質問の答弁でも申しておりますように、たいへん遺憾に存じておるところでございます。臭気の問題、このことに対するたいへん大きな住民の皆さま方の不満や怒り、十分踏まえながら、ダイオキシン対策の問題を端に発したわけでございますけれども、今後とも三者協定を基に行う部分、そしてまた、臭気等の部分につきましては住民の皆さま方のご意向を十分踏まえながら、企業に対しての対処をしていきたい、このように考えておるところでございます。

また今、南丹市内の排出しております生活ごみが、京都市・亀岡市のご理解によりまして、今、処分をしていただいておりますこと、たいへん感謝をいたしておるわけでございますけれども、1日も早く正常な状態に戻りますように願っておるところでございます。また、ご承知のように南丹市におきましては、京丹波町とともに船井郡衛生管理組合を組織し、そのなかで廃棄物処理について、共に取り組んでおるところでございます。組合におきまして一般廃棄物処理計画基本計画を作成し、こういった効率的な運用を行つたわけでございますけれども、市町村の重要な責務である一般廃棄物の処理、この問題は環境保全や循環型社会への関心の高まるなかで、また本市といたしましても環境課というものを設置いたしました。十分その辺を踏まえまして、南丹市においても重要な課題と認識し、今後とも取り組んでまいらる決意でありますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

また公害につきましては、当然、環境基本法をはじめ個別法、また条例に基づいて監督官庁が行うこととなっておるわけでございますけれども、当然、市民の皆さん方の安心・安全のために、市として取りうる手段っていうのは、積極的に行使していきたい、このように考えておるところでございますし、また、カンポリサイクルプラザとは公害等防止に関する協定書を締結しておりますので、これに従いまして、指導を行ってまいらる所存でございます。

次にバス問題についてのご指摘がございました。

ご指摘いただきましたように、昨年度末に南丹市バス公共交通整備計画検討委員会により検討報告書を頂戴いたしまして、今年度、南丹市地域公共交通会議を設置し、新たに園部八木線の協議について合意をいただくなかで、10月から運行すべく準備を進めておるところでございます。また、6月定例会においてもお答えいたしましたように、今回の路

線運行により、基本的な路線につきましては対応させていただいておると考えております。南丹市地域公共交通会議の目指すもの、目的につきましては、地域の需要に則した乗合運送サービスが提供されることにより、地域住民の交通利便の確保・向上に寄与するものであり、事案があり次第協議いただくということになっております。ただいま、ご質問にもございましたように、高齢者の方々や障害のある方、また、運転免許の無い方など、いわゆる交通弱者に対しましては、今後とも福祉有償運送等の連携を図るとともに、ノンステップバス、ワンステップバスなどの車両についても導入を図っていききたい、こういったなかで対応をしていきたいというふうに考えておるところでございます。住民の皆さま方からのご意見やご要望も、当然、バスの充実、私どもも念願いたしておるところでございます。しかしながら、やはり需要があり、また乗っていただくこと、そして財政的にも負担が少ないなかでやっていかなければならないのも事実でございます。どうぞ、今回の新規に走らせていただきます園部八木間につきましても、多くの皆さま方にご利用いただきますように、皆さま方のご理解ご協力をこの場をお借りして、お願いを申し上げる次第でございます。

南丹市の地域防災計画につきまして、昨日のご質問にもございましたけれども、活断層の件につきましては京都府からの今、詳細についての情報をお伺いし、そのなかで対応を検討させていただくことになっております。この情報も含めまして、市民の皆さま方に情報を提供していきたいというふうに思っておりますし、やはり市民の皆さま方の不安にも、早期に解消できるように努力をいたしてまいりたい、このように考えております。

また、ハザードマップの作成につきましては、水防法に基づく堤防が決壊した際の浸水想定区域、及びその水の深さを示した浸水想定区域図の作成、また土砂災害防止法に基づく土石流、急傾斜地の警戒区域の指定、避難地の位置図作成等を、今、京都府と共同して調査を進めておるところでございます。大変かなりの時間がかかると予測されておりますし、どの時点までの調査の、また結果や、また区域指定を採用するのかっていうのは課題となるところでございます。何とか来年度、平成20年度内には作成したいというふうに存じております。今後、努力を続けてまいる所存でございます。

また、この地域防災計画のなかで8月の広報でも一部紹介させていただいておりますけれども、市民の皆さま方に周知徹底いただきますように、今後も機会あるごとに広報をしていきたい、このように考えております。

また防災訓練・避難訓練の実施等につきましては、今、関係機関とも調整をしながら定期的に実施できるよう、また、先立っての、昨日のお話にもございましたように、自主防災組織やまた自治会、消防団との連携を図るなかで実施をしていきたい、このような考えで今取り組んでおるところでございますので、ご理解を賜りますように、お願いを申し上げる次第でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋 芳治君） 答弁が終わりました。

仲絹枝議員。

○議員（1番 仲 絹枝君） 再質問をさせていただきます。ご答弁、まずはありがとうございました。

まず、カンポの件ですか、先ほど質問させていただきました今回の衛管での決算で、約5,000万円が不用になったという辺りに対して、市長の率直な見解を伺いたいと思います。

私の思いとしては、当初、衛管での委託の設定に、何か問題があったのではないかと思いますのでございます。その辺で衛管、昨日の答弁で岸上副市長が衛管のことに対して、質問されてるなかで、議決されているということで、多分、委託料の設定に対してのご答弁は、まあ想像はつきますが、まずはこの委託料の設定に対しての率直な価格に対して、ご答弁をお願いします。

あと、衛管に対してでございますが、この機関には京丹波町も同席しているわけですが、今後のごみ行政としてどうしていくのかというような辺りを、京丹波町と調整なり、協議が必要ではないか、南丹市当該地域である自治体の南丹市がイニシアチブをとって、進めていく中身になってきているのではないかと思います。ごみ行政に対する市としての明確な施策がもしあれば、市長の思いなりでも結構ですし、お聞かせいただきたいと思います。というのは、このカンポの問題、少し京丹波町の方と、南丹市とは温度差があるようにも聞いておりますので、その辺のところをお願いします。

バスの問題ですけれども、一点、この秋から走ることに努力いただいて、なるわけですが、どこかの地点で検証、採算性を6月議会で質問させていただいたときも、市長がおっしゃっておられましたので、その辺でのいつ、どの段階で検証されるのかだけ一点、お伺いしたいと思います。

そして、防災に対してですけれども、防災意識を市民に持たせる周知徹底ということで、この広報なんたんを利用されていくということだと思いますが、とても単純な質問ですけれども、今後も連載的に防災計画の中身を広報なんたんを通して、お知らせしていくおつもりなのか、その辺のご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（高橋 芳治君） 佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） それでは、再質問にお答えをいたします。

まず船井郡衛生管理組合の決算を受けましての、委託料の関係でございすけれども、この委託料の当初のあれが高すぎたんじゃないかという、ご指摘でございすけれども、十分な協議をされ、組合の内部での検討を受け、また議会でのご可決をいただき、実施しておる中身でございす。私はこの点につきましては、問題がないというふうに認識をいたしておるところでございす。

また一般廃棄物の処理の問題で、これは議員ご指摘のとおり、南丹市と京丹波町で組合を設立し、そういったなかでやっておるわけでございます。当然、一義的には市町村の課題であります。共通する課題について一部事務組合で行う方が効率的であり、また実効

性があがるということで、今、この方式で組合運営をしておるわけでございます。当然、この業務の内容につきましても、常々、京丹波町・南丹市共に協議をしあいながら進めておるわけでございますので、こういったなかで組合、両市町連携を取りながら、今後のこの課題については対応を続けてまいる所存でございます。これが市の主体的な考え方でございます。

次に、バスの問題でございますけれども、当然、先ほどご答弁を申し上げましたように10月から運行させていただく部分、また今後、その全体的なバス路線のことにつきまして、常々、これは検証をしながら、また公共交通会議におきましてもいろいろなことをご論議をいただくなかで、今後の充実に努めていかなければならない、このように考えておるわけでございますが、もちろんそういった高齢者の皆さま方の交通弱者に対する対応、そしてまた、この運行につきましても、当然、経費面も含めましてのことも考慮しながら考えていかなければならない、このように考えておるところでございます。

また地域防災計画の啓蒙、また周知徹底ということでございますが、もちろん広報なんたんも、今後も行いますが、CATVを含めまして、あらゆるそういうような機会をとらまえて、その周知徹底を図っていききたい、このように考えておるところでございますので、広報だけではなく、あらゆる手段をとらまえて、考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（高橋 芳治君） 答弁が終わりました。

仲絹枝議員。

○議員（1番 仲 絹枝君） 再々質問、させていただきます。

カンポの問題ですけれども、午前中の同僚議員の質問に対しまして市長の方より、9月24日の具体的な現地立ち入り等のご答弁があったと思いますけれども、中間的な立ち入りで区の役員さんなり、村田議員が行かれて、現地を見られるかと思っておりますけれども、最終、このカンポのこの炉の再稼働、試験運転に向けて、その場でOKにしてしまうのか、再度、前回、平行線に終わったといわれております地元説明会等でも申しませうか、そういった会議、全住民を対象にした説明会かと思っておりますが、そういったなかでのOKを得て、府の指導が地元での了承が得られれば、いつ再試験運転に向けても構わないという府の指導がございますので、その辺をこの場で確認しておきたい中身として、ご答弁をお願いします。

あと、7月いっぱいまで地元の、特にこの、今となっては公害でございます臭気に対しまして、職員が現地入りして、毎日この臭気調査というものをされていたかと思っておりますけれども、聞くところによりますと、8月1日、機構改革がされた時期でございますが、そういったなかで、現在もまだ、こういった対応、臭気に対する日々、毎日の調査活動をされているか、その辺も重ねて、ご答弁をお願いしたいと思います。

いろいろな質問をさせていただくなかで、具体的なスケジュールであったり、私たち一番いただきたい確約的なものとして、いつまでとか、何年度とか、何日みたいなことで質

問に対するご答弁を頂戴したいと思うんですけども、バスの件でございます、南丹市全域に一体感をということで、今回、園篠線を使って、八木町地内にもバスを走らせていただくわけでございますが、先ほどの答弁では、いつの時期をもって検証、1年なり、2年なりってということなのか、その辺の具体的な2年を目途にであるのか、市長の任期中ずっとなのか、その辺のご答弁をお願いしたいと思います。

そして、防災に対してでございますが、同じく8月1日の支所機能の縮小によりまして、先ほど川勝儀昭議員の質問では、平時の場合の支所機能、支所での住民サービスの低下はほぼないというようなご答弁だったと思いますけども、いざこういうあつてはならない災害ではございますが、万が一こういう災害が起きたときに、ほんまに支所の職員が減らされたことによって住民の安全が守れるのか、少し不安がございます。そういった意味で昨日、同僚議員の要援護者名簿作成に向けては明解なご答弁ありまして、作られていくというのが分かりましたけども、こういった住民の防災意識に対して、私も含めてまだまだ弱い部分がございます。その辺ではハザードマップ作成もそうでございますが、日頃の避難訓練、防災に対する、本当、意識っていうのが必要になっていくかと思えます。

広報なんたん、若干、もう一点気になることとして、個々人の備えに対する書き込みが、すごく多かったと思いますが、最後のご答弁、お願いします。

○議長（高橋 芳治君） 答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） まずカンポの問題で、9月の24日の件でございますが、これは当然、そこを見にいていただくということもあります。これが最終動向になると。このまず、その時の住民の皆さん方のご意見を踏まえないと、今後の展開ってことは分かりませんので、今、この場でどうなっていくという、予測としてお答えするのは差し控えたいとこのように考えております。

次に、バスの課題につきましては、後ほど担当部長からお答えをさせていただきますが。

先ほどらい申しておりますように、地域防災計画の件につきましては、当然、周知徹底をもっと図って行って、それぞれ市民の皆さん方が我が物としていただき、万一の時に対応できるような体制を整えていくのが、やはり市としての責務でもありますので、今後とも、あらゆる機会を捉えて啓蒙啓発に努めていきたいと思っております。

また、支所の数が少なくなっていくときの対応は、というようなお話でございましたが、まさに、先ほどらいお答えいたしておりますように、支所だけで市民サービスができるものではありません。本庁・支所一体となって取り組んでまいり所存でございますので、何とぞ、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（高橋 芳治君） 松田企画管理部長。

○企画管理部長（松田 清孝君） バスの関係について、いつの時点で検証するかというご質問がございました。

10月1日から走らす予定をいたしておりますバスにつきましては、園部八木線ということでございまして、10月1日から20年の9月30日までの期間限定1年間、平日のみということで計画をいたしておるところでございます。

なお、この1年間をもちまして検証していくということでございますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（高橋 芳治君） 答弁が終わりました。

仲絹枝議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

2時15分から再開したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

午後2時03分休憩

.....

午後2時15分再開

○議長（高橋 芳治君） それでは休憩をとり、休憩前に引き続き会議を続行します。

次に7番、橋本尊文議員の発言を許します。

○議員（7番 橋本 尊文君） 皆さん、こんにちは。

議席7番の橋本尊文でございます。

議長の許可を得ましたので、通告に従いまして質問をさせていただきたいというふうに思いますが、昨日らい、同僚議員、先輩議員が同じ項目の質問をされておられますので、重複する点多々あるかというふうに思いますが、お許しをいただきたいと思います。それでは質問をさせていただきます。

まず、可燃ごみ処理と施設の問題について伺います。

昨年12月の27日に、京都府南丹保健所よりカンポリサイクルプラザ株式会社に対して、廃棄物施設におけるダイオキシン類濃度の基準値超過による焼却炉の停止命令が出される事件が発生をいたしました。内容は排出ガス中から基準値0.1ngを上回る0.13ngのダイオキシンが検出をされ、施設の使用が停止をされたというものであります。たいへん由々しき問題であり、市民は多大なる不安と緊張を強いられました。幸いなことには即座に実施をされました周辺環境調査において、土壌・河川水・地下水ともに環境基準をはるかに下回り、安全性が確認をされた次第であります。近隣地域住民の方々も不安感若干、払拭をされ、一定の理解は得られたところであります。並行して原因究明改善対策について、廃棄物焼却施設にかかわる専門家会議が設置をされ、検証に入りました。専門家会議の要請でカンポリサイクルプラザは自社で原因調査を行い、改善対策の策定の上、専門家会議の指示を仰ぎ、地域住民合意の上で試験運転が実施され、再稼動への方向性が出たわけであります。しかしながら、試験運転の結果、基準値はクリアはしていたものの、自主目標値0.05ngは超過をしていました。周到な準備と会社の技術力を結集をし、自信を持って決定をした自主目標値を超過いたしましたことは、住民の失望感を増幅させ、会社の安心・安全な操業に対しての危惧の念を抱くところであります。再稼動するに

あたっては、行政の毅然とした態度が必要であります。一連の経緯を踏まえ、会社に対する指導体制、市民に対する信頼関係構築のための施策、そして、今後の対応につきまして、市長に見解を伺いたいと思います。

そして、この問題を別の角度から検証をしてみたいと思います。南丹市の可燃ごみの焼却炉は、平成16年度までは船井郡衛生管理組合の焼却施設で処理をされてきました。当時、この施設は建設後、14年を経過をし、老朽化が著しく、ごみ処理施設の今後のあり方が検討をされてきました。その結果、施設稼働の継続には膨大な巨費をかけて現施設を維持するよりも、将来に向けて、総合的コスト面を勘案をし、民間委託にするべきとの決定がされました。この答申を受け、園部町内で営業いたしておりましたカンポリサイクルプラザとの契約が締結をされ、平成16年4月1日から処理業務を開始を、委託をされています。当時においては、ごみ処理の民間委託は多角的視野に立ち、総合的見地から判断をされたことと住民からも理解をされました。カンポリサイクルプラザは平成11年4月設立で、最先端の技術を有する会社であります。最新鋭のリサイクル複合施設、資源循環型社会の実現を目指し、厳しい自主目標値を設定し、徹底した管理で自然環境、あるいは地球環境を守ると力強く営業方針をうたっています。創業8年の新進気鋭の会社が、ごみ処理管理を委託されてから、わずか2年9ヵ月で事故を発生をさせ、市民の絶対的信頼を裏切ったのは大問題であり、ごみ処理の民間委託に、一つの問題提起をしていると思われれます。南丹市の住民は、ごみに対する意識は高く、平成16年度は、一人当たりの1日のごみ発生量は490gと全国都市の中でも最も少ない市であります。環境に対する意識の高い先駆的な地域での今回の事件は、一層の違和感を感じるどころであり、猛省を促したいと思います。そして、ごみ処理問題は、住民が生活をしていく以上、未来永劫続くものであり、行政においても根幹をなす事業の一つであります。南丹市を除きますと、可燃ごみ処理施設の民間委託は全国でも長野県の小諸市だけというふうに聞いております。このことは何を意味しているのでしょうか。ごみ処理の民間委託の難しさといったものを、示唆をしているのではないのでしょうか。南丹市としても原点に立ち返り、冷静に判断ができる現時点におきまして、この問題に対して真摯に検討をすべきであると考えます。市長の見解を伺いたいと思います。

次に、高齢者に対する防災施策と、個人保護条例に関してであります。

9月1日は防災の日でありました。全国各地で様々な防災行事がとり行われ、防災意識が啓蒙・啓発をされたところであります。地球温暖化現象の顕在化は著しく、地球規模で異常気象が発生をし、様々な大被害が世界の各地で続発をしてきております。まるで地球本体が自らの痛みといったものを、発信をしているかのようであります。わが国においても、その状況は同様であります。全国各地での集中豪雨、季節外れの台風、今まで経験をしなかったような酷暑などは、甚大な被害をもたらしました。そして本年度7月16日に発生をいたしました新潟県中越沖地震では、死者11名、負傷者2,000名近くの大被害となりました。私も心からご冥福とお見舞いを申し上げたいと思います。そして、この地

震が提起した大きな問題は、高齢者の保護ということでありました。11名の死者のうち、10名はお年寄りで、そのうち4名は要援護者で、負傷者の多数も高齢者でありました。このことは災害発生時における災害弱者対策が、いかに大切であるかということを実に物語っています。南丹市では園部地区では民生委員会において高齢者マップが作成をされ、市当局に提出をされたと同っておりますが、市としての災害時の行政機関の連携、地域との連携、そして具体的な弱者対策がどうなっているかを、お尋ねをいたしたいと思います。次に個人保護条例の問題についてであります。

災害時における行政と地域の情報の共有化は、防災上必要不可欠な要素であります。その障害となっているのが個人保護条例の制約であります。個人情報目的外使用と、第三者提供の原則禁止、本人の同意の必要という制約は、情報の共有化を大きく阻害をいたしております。その上にこの条例は情報の作成にも影響を与えているところであります。去る8月の新聞紙上では、京都府内の災害時要援護者名簿を作成をしているのは8市町村のみということで、全体の3割でありました。その上に内容は決して完璧なものではありませんでした。市民の同意方式をとった自治体では、対象人口の6割から7割の登録者数ということでありましたし、希望を募った自治体では20%の結果であったところもあり、名簿の正確性にも問題を残しております。一方、7割の自治体は保護条例との絡みから、作成をできていないわけであり、個人保護条例の対応の難しさが分かります。そして、このことは地域コミュニティの弱体とも連動をいたしております。南丹市では、まだまだ地域のつながりは健在であり、共助の精神を保持する地域も多数存在はしておりますが、都市化が進行をし、住民相互の連携の希薄さも、これまた露呈をしております。それ故に地域における災害時の最低限の情報の保持、また住民の存在を把握できる情報といったものは必要とされるのではないのでしょうか。情報の確保はどの程度か、また内容はどの程度かにつきましても、お聞かせをいただきたいと思います。災害はいつ起こるか分かりません。災害が発生してからの対応では遅いではあります。常日頃の周到な準備と体制づくりが大切であります。個人の尊厳、権利を保護する個人保護条例の意義・目的は十分理解するところでありますが、個人の生命の安心・安全が優先をされるべきものと思います。現在の条例は、条文だけが一人歩きをしている感があり、それだけに南丹市独自の条例の実務を勘案をした見直しといったものが、考えることができないのでしょうか。あるいは市として、明確な行動指針を示す必要があるのではないのでしょうか。市長の考えを伺いたいと思います。

それではこれで、私の第一質問を終わらせていただきます。

○議長（高橋 芳治君） 橋本尊文議員の1回目の質問が終わりました。

答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） それでは、橋本議員のご質問にお答えをいたします。

まず、カンポリサイクルプラザの問題につきましては、議員ご質問の中でのるお述べに

いただいたような経過の中で、また今日までの一般質問の中でもご指摘をいただいておりますところをごさいます、たいへんダイオキシンのみならず、臭気等の問題も含めまして、周辺住民の皆さん方、市民の皆さん方に不安やまた不満ということで、たいへん市としても大きな課題であるということ、認識をいたしておるところでございます。こういったなかで、当然、協定書に基づき、行政指導等、また監督官庁における行政指導のほか、市としても公害等の防止を含めて、こういった対応を十分に企業に対して要請をしていく、また監視をしていく、住民の皆さま方のお気持ちを十分踏まえながら、今後の対応に全力を挙げて取り組んでまいりたいと、このように考えておるところでございます。

また、ごみ処理問題につきましては、議員ご指摘のとおり一般廃棄物の処理というのは市町村の重要な責務でございます。こういったなかで船井郡衛生管理組合というものを組織し、今、対応しておるわけでございますけれども、組合におきましても一般廃棄物処理計画の基本計画の見直しにも、今、取り組もうとしておるところでございます。私もこの市としての大きな課題でございます。この一般廃棄物の処理の問題、長期的な展望に立っての廃棄物行政の推進を進めていかなければならないというふうに考えておりますし、その船井郡衛生管理組合、京丹波町と共々、共に努力をしてまいりたい、このように考えておるところでございますし、今、ご指摘のいただきましたようなごみ処理の民間委託等の問題につきましても、十分、今日までの経過を踏まえながら、この論議の中に加わっていききたい、いうふうに考えておるところでございます。

次に災害対策につきまして、高齢者の皆さま方をはじめとする災害弱者といわれる方々の、状況につきましてのご質問がございました。

先の地震によります被害者にも数字を上げて、ご質問いただきましたが、まさにこの災害弱者の皆さま方に対する対応というのは、たいへん重要なことであると認識をいたしております。日常的な対策につきましては、市と、また介護保険事業者、京都府で高齢者安心コーディネート事業により、災害時に援護が必要な高齢者の方の支援体制を取っておるのが実情でございます。この事業につきましては「高齢者安否まかせて防災支援プラン」というものがございまして、災害時に居宅介護支援事業所に連絡し、その事業所に所属する介護支援専門員から要援護者への安否確認を行っていただいておりますし、また「介護施設等一時避難協定事業プラン」におきましては、避難が必要な要援護高齢者の方に介護施設等に一時的に避難していただけるように、予め協定を結んでおるところでございます。高齢者災害対策といたしましては、災害時に被害を受けやすい高齢者の方々に対し、必要な支援策を円滑に実施できるように、本年度中を目途にいたしまして要援護者の台帳整備、またマップ作りを行うとともに、消防・地域が情報を共有し、情報伝達にかかるシステム、避難計画の作成等、支援体制の整備を行うのも必要だというふうに考えておるところでございます。また地域における見守りや助け合い活動など、住民の皆さま方との主体的な参加による地域福祉の推進、また関係機関との綿密な連携が重要であるというふうに考えておるわけでございますけれども、先ほどご指摘のございましたように、個人情報保護条例の間

題、この問題につきましては、たいへん大きなネックとなっておる部分がございます。そういったなかで過剰反応ではないかといわれるほどのこともあるわけですが、しかしながら、法に基づく個人情報の保護という側面もでございます。やはり、その法に従い、こういった事業は進めていかなければなりませんので、こういったとこで、今、苦慮をしておるわけですが、社会公共の利益の保護、また個人情報の保護という、どちらを優先するのかというのが課題なわけですが、これは個人情報保護法の23条に「人の生命・財産の保護のために必要がある場合で、本人の同意を得ることが困難なときには、第三者へ情報提供できる」という規定があるわけなんでございますが、こういうことを背景にいたしまして、総合的に判断をいたしまして、災害時に市民の生活、また生命・財産の保護に支障が生じないよう、この条例の適切な運用に留意していく、このことが、また職員に課せられた責務であり、このことを基にして対応していきたい、このように考えておるところでございますので、何とぞよろしく、お願いを申し上げる次第でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋 芳治君） 答弁が終わりました。

橋本尊文議員。

○議員（7番 橋本 尊文君） それでは、第2質問をさせていただきたいと思います。

カンポリサイクルプラザ問題につきましては、市長から答弁をいただきまして、南丹市としての考え方は確認をさせていただいたところでございます。このカンポとの委託契約といったものは5年間ということございまして、平成21年の3月31日まで継続をされるということでございます。こういった契約といったものがある以上、当然、再稼働といったものにつきましてはやっつけていかなければならないと思っておりますけれども、2年数箇月後には再検討すると、交渉をする時期がくるわけでございます。そういったときにおきましては、やはりこういった今までの経緯といったものを踏まえた上で、やはり毅然とした態度で明確な方向性、南丹市の方向性といったものをもったなかで、やはり挑まなければならないかというふうに思っておりますし、そういった観点から現時点におきましての、やはり正面からこの問題に取り組んでいく、実行していくということが大切なことではなかろうかというふうに思いますし、この点から市長に1点伺いたいと思います。

そして再稼働するにあたりましては、私は二つの大切なことがあろうかというふうに思っております。まず第1点は、カンポリサイクルプラザの経営体質の改善ということでございます。安心・安全な操業に対する認識の甘さ、また地域住民に対する不親切な対応、そして、やはり公共事業に従事をする業者といたしましての、自覚といったものの欠如といったことは、これらの課題につきましては市として真剣に、そして指導をしていただきたいというふうに思います。そして、もう1点はやはり地域住民、あるいは一般市民の方々の不安を解消し、安全な生活を保障をするということでございます。私も地元説明会、一度だけ参加をさせていただきましたが、多くの方々からのご参加の上で、そして、この

問題に対する関心の高さといったものも理解をさせていただきましたし、住民の方々の切実なご意見といったものは、身がつまされる思いがいたしました。やはり住民の不安といったものを解決をするのは、行政の急務であろうかと思えます。そして、臭気の問題、非常に大きい問題でございまして、午前中におきましても村田議員さんの方から声を大にして言われておりましたけれども、私もカンポ視察をいたしまして、その悪臭については強く感じたところでございます。また、かつて加西市のこういった施設を訪問をさせていただきましたが、遥かに悪臭は高かったようでございます。私は単なる1日で終わりましたが、地元の住民にとりましては日々のことでございまして、決して許されないことでございますし、また絶対に、これを放置はできない問題でございまして。やはり市民の感情を理解し、そして、認識をともにするというのは非常に大切な事柄でございまして。市長のやる気と行動力を期待をいたしまして、伺いたいと思えます。

それから高齢者の災害対策ということにつきましては、昨日の答弁におきましても、本年度中に要援護者の名簿を作成するというところでございました。ただ、そういった情報の共有化ということにつきましては、行政と、それから消防署、あるいは社会福祉団体等には共有化するというところでありますけれども、災害の初動に行っていくと、対応するところは、やはり区で、それぞれの地域であるわけでありまして。せめて民生委員には当然、通知はしていることと思えますけれども、やはり区長程度には秘守義務を付けてでも、そういったものを渡していく必要があるのではなかろうかというふうに思えますし、その点についても伺いたいと思えます。

それから個人情報保護条例ということに関しましては、私は事例を二つ述べまして尋ねたいと思えます。

まずは職員のこの条例に関わっての、やはり業務に対する萎縮の懸念ということでございます。過日、私もある会合に参加をさせていただきました。委員名簿をいただいたわけですが、そこには電話番号が記載をされておられました。ある委員は電話番号といったものは、保護条例の関係から不必要という意見がありまして、その次の会合におきましては削除された名簿を、電話番号を削除された名簿をいただきました。非常に過敏な反応であることを感じましたし、若干の無駄といったものを感じたわけでございます。たいへん些細な問題ではありますが、やはり、そこに職員の業務に対する萎縮といったものを垣間見せられたように思えます。どうか、この点につきましても、そして、やはり条例が尊重をされて、そして、この執行に対しては真摯に取り組んでいくということは非常に大切な事柄でございまして、やはり過敏な反応といったものにつきましては、やはり問題があろうかというふうに、業務に支障をきたすわけでありまして、そして、また住民サービスへの低下につながってきようかとも思えます。こういった観点から市長の考えを伺いたいと思えます。

それからもう1点は地域コミュニティの弱体化につながっていくということであります。この保護条例が制定をされましてから、この地域におきましては転入・転出の名簿といっ

たものが全く配布をされないということでもございました。ある区長さんは地域の状況が把握できなくて、お叱りを受けたという声も聞きましたし、また敬老行事、一つにいたしましても、新しく参入したといいますか、編入された方の名簿が確認ができないと、苦慮されておられる方もございました。こういったことは、やはり地域の連携の希薄さにつながってきようかというふうに思っております。この点につきましても、ひとつ、また南丹市におきましては、やはり行政と、そして市民、住民が協働をして、あるいは共生をしていくなかで、豊かな南丹市の構築といったものを目的にされているわけでありますから、何か逆行しているような気もしないでもございません。こういった観点から、今、一度この条例の見直しといわなくても、若干の手を加えていけるようなことができないかということに対しまして、お尋ねをさせていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（高橋 芳治君） 答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） まず第1点目のカンポリサイクルプラザ株式会社について、当然、再稼働、また委託契約の際、これについては今日までの経緯というのは十分踏まえなければなりません、何よりも、今、こういった現状にあるなかで、悪臭の問題につきましては、今、市民の皆さん方、特に近隣住民の皆さん方には大きなご迷惑をおかけしとるわけでもございます。またご指摘のとおり、市民の皆さま方から不信を持たれとると。こういった企業が存在するということはあってはならないわけでもございますし、先ほどらいのご質問の中にもございましたが、優秀な技術を持たれとる会社だと、私どもも認識しておりますので、そういったことを十分に発揮いただき、十分な市民の皆さま方への対応も十分していただけるよう、市としても、今日まで以上に今後、指導また要請をしていく、このような決意でおりますので、ご理解を賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。

次に要援護者の台帳整備、また、この情報の運用の仕方というのを、例を挙げて、区なり民生委員の方々というふうなお話もありましたが、最後にご指摘いただきましたように、個人情報保護条例、こういった絡みの中で、今、その辺りの運用について検討をいたしておるところでもございます。ただ、この運用につきましては私どもも名簿を作りましても、氏名の公表、また電話番号・住所等の公表が、この部分に引かかるんじゃないか、また、この問題については日々の仕事の中で職員も、実は苦勞しておるところでもございます。一定の状況の中で対応をしとるんですけども、情報というのは多ければ、多いほど便利なのは事実でもございますけれども、やはり個人情報保護法並びに、この条例というのを遵守しながら、このことを対応していかなければならない。こういった、やはり枠組みの中でこういったことができるのか、今、議員ご指摘をいただきましたように、地元の区長さんや関係役員の皆さん方も、そういうご指摘をいただいております。しかしながらこういった法の遵守、条例の遵守の中で、こういった対応ができるのかという

ようなのは、私どもも苦慮しておるところでございます。そういったことのご意見を踏まえまして、今後とも、その課題解決に検討していかなければならないというふうに思っておりますが、この法律の問題っていうのは、条例を変えるだけでは対応できないということもございますので、何とか今後とも、そういうような情報の問題については、部内でも十分な検討をしていきたいというふうに考えております。ご理解を賜りますように、お願いを申し上げます。

○議長（高橋 芳治君） 答弁が終わりました。

橋本尊文議員。

○議員（7番 橋本 尊文君） 1点だけ、お願いをさせていただきたいというふうに思いますが、カンポリサイクル問題というのは、地元との対応が第一義でありまして、やはり、また最重要課題であろうかというふうに思っております。同時に地元住民にとりましても、行政に対して、たいへん大きな期待を持っているところでございますので、常に市民の視点に立った解決策、問題解決に向けての努力をしていただきますように、お願いをいたしたいと思っております。

また個人保護条例に対しましては、若干、弾力的な運用を検討ができないかと、そういったもので、ひとつ検討をしていただけたら、大変うれしく思っております。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（高橋 芳治君） 答弁はよろしいね。

次に13番、矢野康弘議員の発言を許します。

○議員（13番 矢野 康弘君） 13番、矢野康弘でございます。

議長のお許しを得ましたので、一般質問を行います。

まず第1点目でございますが、国道9号の観音峠の切り下げとトンネル化について、国交省に要望を願いたいと思う次第であります。

この国道9号線は、山口県の下関まで通ずる一般国道として、南丹市と京都や山陰地方を結ぶ、極めて重要な幹線道路であります。そして、物流や人々が行きかう道路でありまして、その道路が南丹市の園部町や八木町の中心市街地を通過しており、南丹市の動脈となっているところであります。この道路に南丹市園部町と京丹波町の間には交通の難所というべき観音峠があります。この園部町の河原町の交差点で海拔が130.7mであります。観音峠の頂上で270mでありまして、その差は140m、これを超えておるのであります。12月から2月までは凍結や積雪で悩み、曲がりくねった道路は交通事故や渋滞を起し、排気ガスを撒き散らしながら走行しているところであります。この9号線の交通量の調査結果を京都国道事務所に聞いてみますと、園部駅前12時間に1万2,776台であります。そして、1時間に1,065台が通っております。また京丹波町の新水戸、峠を下りた所ですが、12時間で1万2,288台であります。1時間に856台が通行をしております。そして、2,548台が園部町内や平屋線や園部能勢線、国道477号線へ流れているようでありまして。こうしたなかで観音峠の切り下げ、トンネル化を国交

省に要請いただきたいのであります。観音峠の民間会社が行っております園部町側の産業廃棄物の最終処分場辺りから、京丹波町の称安禅寺、称安寺であります。これ通告書に称名寺と書いておりましたが称安寺でございまして、これはお詫びして訂正いたしたいと思っております。ちょうど峠を下りた所ですが、一直線にトンネル化をお願いしたいのであります。法線の入れ方にもよりますが、図面で見ると、2 km以下の道路で、トンネル部分が1、2、300 mでほとんど峠を登らずに京丹波町へ抜けられると存じます。現在、この区間は曲がりくねっているために、3.3 kmあるわけでありまして、ただ、京丹波町の新水戸の海拔が207 mほどありますので、ゆるい上り坂になるかとは思いますが、天引峠ぐらいな勾配になるかと思っております。こうしたバイパスができますと、2分ほどで観音峠が通過できると存じます。一方、京都縦貫道があるために、こうした道路は不用というような意見が出ようかと思っておりますが、あの道路は有料であります。そのために、現在も9号線は12時間に1万台も観音峠を通行しているものであります。また縦貫道が社会実験と称して、通勤時間や深夜などに減額しているようでありますが、それは一部だけで、ほとんど有料であります。そして、また京都縦貫道は、今、京丹波町以北に工事が計画され、今も工事中の所があります。今後、工事の進捗によって公債費、いわゆる借金が大きく増加し、借金が償還され無料化になることは遠い将来になるかと思っております。こうしたことを考えるとき、将来にわたって、山陰地方や京丹波町との交流を思うとき、今のうちにトンネル化をお願いしたいのであります。この9号線は、国交省の、いわゆる直轄道路でありまして、南丹市に大きな経費の負担はないものと存じます。南丹市の将来を考え、ぜひとも国交省に要望を願いたいと存じます。市長の所見をお伺いしたいと存じます。

その次に、第2点目でありまして、園部町上木崎町の中央道路、いわゆる市道上木崎町線の改修についてお願いしたいのであります。

以前にも申し上げたことがあるんですが、旧園部町で実施してきた道路側溝の改修であります。まだ自動車の離合ができない所が多くあります。そうしたものが中断されているところでもあります。3 m以下の部分に側溝があり、一方が住宅があり、そして有効幅は極めて狭い所でもあります。こうした所が中央道路であり、生活道路であります。この生活道路を旧園部町は重要な道路と位置づけて、改修を実施してきたのであります。まだ残っているのに、南丹市になってからやめてしまうというのは、どういう理由なのかお聞かせ願いたいと存じます。そして、この地域ほど公共事業が遅れ、そして入っていないところはないと考えます。そのなかに住宅が新築され、あるいは消防車や救急車も入りにくいところが多くあります。住民の安心・安全のまちづくりを考えると、ぜひとも早急に改修をお願いしたいと存じます。市長の所見をお伺いしたいと存じます。

その次に3点目でありまして、陣田川の改修であります。

曾我谷橋の上流の山田川の合流点など、その周辺が改修されておられません。上流や下流がある程度改修されておりますが、この中流部だけが残っております。水害から住民を守

るために、早急に改修を京都府に要望をしていただきたいと存じます。市長の所見をお伺いしたいと存じます。

以上であります。

○議長（高橋 芳治君） 矢野康弘議員の1回目の質問が終わりました。

答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） それでは、矢野議員のご質問にお答えをいたします。

国道9号の観音峠の問題につきまして、ご質問をいただいております。

国道9号線、昭和30年代でございましたが、新しく改良されまして、今日まで経過するなかで、幅員の狭い歩道のない部分等々、まだまだ、この問題については課題があるわけがございます。また南丹市にとりましても、旧4町内での道路整備は概ね進めてまいりましたが、各町間を結ぶこの道路という問題につきましては、大きな課題があるわけがございます。今この9号線につきましては、今改良を進めていただいております園部町内における市街地整備にかかる部分につきまして、工事を行っていただいておりますけれども、この旧町を結ぶ線につきましては、たてかべの問題や、それぞれご質問、ご要望をいただいておりますところがございます。こういったものにつきましても、この南丹市の振興を図り、また周辺地域との連携をさらに強めるためにも、道路改良っていうのは十分必要であるというふうに考えておるところでございますけれども、この観音峠の問題につきましては、今後の課題というふうに考えておるところでございます。いずれにいたしましても、今、道路財源につきまして、たいへん危惧されるような状況になっておるわけがございます。私どももこの道路の重要性っていうのを、今、再認識するなかで、この道路財源の確保にも、市としても努力をしていかなければならない、こういったなかで様々な要望の実現のために努力しなければならないというふうに考えておるところでございますので、議員各位のより一層のご指導とともに、ご尽力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

次に、園部町上木崎町の中央道路といわれます市道上木崎線の課題につきましては、以前から要望を受けるなかで、幅員がたいへん狭く危険な箇所につきましてはご指摘いただきましたように、園部町時代に側溝に蓋をかけるなどして対応をしてきたところございまして、園部町時代に一定の整備は完了したということになっておりますけれども、ご要望も引き続き承っておりますところでございます。全面改修につきましては、その幅員等の問題もありまして、いろいろな課題があるわけございまして、たいへん厳しい状況があるわけございますけれども、地域の皆さま方からご要望をいただいとることもありまして、今後、検討をいたしてまいりたい、このように考えておりますので、ご理解を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

次に陣田川の改修につきましては、ご指摘の箇所につきまして、確かに未改修の状況でございます。京都府にお聞きしておりますと、用地等につきましての課題があるというこ

とで、現在もその対応を行っていただいておりますのでございます。私どもも改修の必要な箇所だというふうに考えておりますので、今後、京都府にも要望をし、連携をしていきたいというふうに思っておりますので、ご理解、また、ご協力賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（高橋 芳治君） 答弁が終わりました。

矢野康弘議員。

○議員（13番 矢野 康弘君） 今、答弁をいただいたところでありますが、重要性を再認識しているということをおっしゃいました。そして、今後の課題と重要性を認識しておられるのなら、ぜひともお願いしたいというふうに思う次第であります。

そして、こうした例は、兵庫県の国道176号線、篠山市から丹波市へ抜ける新鐘ヶ坂トンネルというのがありますが、ちょうど同じような条件であります。そして、そこにも舞鶴自動車道が通っておりますし、そうしたなかで同じようなトンネルがあつて、もう一つ下にトンネルが新しく今度、この2003年の10月にできております。同じようなものができておりますので、これは要望次第だと思えます。ぜひともお願いしたいと思えます。

そして、上木崎町の生活道路であります。私も先ほど申しましたけれども、本当に上木崎ほど、公共事業が入ってないところはないなと思うほど、私は思っております。なぜこうなったのかは知りませんが、そして、非常に遅れておる。下水でも、今、国道を掘り返した所でございます。非常に上木崎は遅れた所だなどというふうに思っておりますので、ぜひともお願いしたい。先日も役員さんとお話しておりました。そしたら、その救急車が入るのに、何回も、何回も切り替えせなんだら入らなかったという状況であります。そんな話を聞いてまいりますと、ぜひともあの辺の改修をお願いしたい、このように思う次第でございます。ぜひともこのように思えますので、改修をお願いしたい。そして、まだあの地域、非常に市街化区域ということもあつてあります。あの周囲の裏側には、あそこの大橋のすぐ下の辺の、ずうっと家がありますが、その裏に大きな田んぼが2町歩ほどあるんですが、それでも道路が全くないために、耕作放棄地が非常に多くなってまいります。半分ぐらい放棄地があろうと思えます。そして何もできていないという状況であります。中ノ坪という所なんです。だいたい2町歩ぐらいあると思えます。そこでも半分ほどが放棄地になっております。やっぱり、すぐ近所に道路がないという田んぼばかりでありまして、他人の田んぼを通らないといけないというような所が非常に多くあるわけでありまして、こういう状況でありますので、非常に公共事業が入ってないという思いをいたしておりますので、ぜひともお願いしたい。

そして、その中央道の今、検討するというお話でありましたが、本当にしてもらえるのかどうなのか、その辺もう一度、お願いしたいと存じます。

○議長（高橋 芳治君） 山内土木建築部長。

○土木建築部長（山内 明君） 今も市長の方から答弁をしていただきましたように、1点、旧町の時代でこの路線については、ほぼ完結をしたというふうに思っておりますけれども、まだ一部交差点辺りですね、というのはボーリング場から入ってきた辺りですけども、まだ一部危険な部分というか、非常に狭い部分がございますので、その辺につきましては、また地元の皆さんの要望と、あと調整をさせていただくなかで検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋 芳治君） 答弁が終わりました。

矢野康弘議員の一般質問が終わりました。

本日は、この程度といたします。

明日、9月14日、午前10時より再開して、一般質問を継続いたします。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦勞でした。

午後3時06分散会
